

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月10日（木）16：30～19：20

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。本日細野大臣は国会等のため欠席です。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは最初は環境モニタリングの状況についての説明をさせていただきますと思います、まずは東京電力からの説明です。

＜環境モニタリングについて＞

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは環境モニタリングの状況について2件ご報告させていただきます。1件目は空気の状況になります。資料のタイトル申し上げますと、『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第230報』でございます。ページめくっていただきまして、1枚目の裏面に第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での測定結果です。昨日はいずれの地点もND、検出限界未満という状況です。それから2枚目になりますが、発電所の1号機の山側、それから2号機の山側でのサンプリングを行っておりますが、昨日の結果では10のマイナス6乗程度のセシウムが検出されているという状況になります。ページをめくっていただきまして3ページ目から計時変化をグラフ化していますのでそちらの方もご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について第223報』となっております。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面に発電所の沿岸部4カ所、それから2枚目以降に沖合の各地点でのサンプリング結果になります。3枚目からが経時変化をグラフ化したものでございますが、大きな変動等は見られておりません。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に文部科学省から説明します。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果について 2 種類の資料をお配りしてございます。まず全国的な状況ですが、各都道府県の放射能水準調査、それから空間線量率の大学の協力による測定、定時降下物、上水の結果については特段大きな変化は見られておりません。それから発電所周辺の状況でございますけれども、20 キロ以遠の空間線量率、積算線量結果、またダストサンプリング、それから福島県における緊急時のモニタリング実施結果、これらについても特段数値の変動はございません。それから海域の調査について、資料番号の 9 番と 10 番ですが、東京電力から周辺海域の海水のモニタリング結果、それから海底土の測定結果を公表させていただいています。海水については数ベクレル程度のセシウムが検出されていますが大きな変化は見られておりません。海底土も 2 カ所でセシウムが検出されていますが、まあ過去のトレンドから見ても大きな変動はないと見ております。それから資料番号の 10、これは宮城、福島、茨城県沖の海域モニタリングの結果について、海底土の結果について、5 月以降の観測データをグラフ化したものをお配り、発表させていただいています。52 ページ以降にグラフ化したものがございますので見て頂ければと思います。なおデータは既にいずれも公表済みのものでございます。それから前々回木野さんの方からご質問頂いた点ですが、環境モニタリング、ダストサンプリングの際に、大気中のウラン、プルトニウムを測るということが指針に書かれているけどなぜ測っていないのかというご質問を頂きました。環境放射線モニタリング指針は原子力施設以外の核燃料リサイクル施設など全原子力施設を対象にしていまして、指針においては緊急時に大気中のウラン、プルトニウムの濃度の測定についてという項目もありますが、この指針の解説というのが後ろの方についておりまして、そこにおいてはですね、原子力施設の特性に応じた調査項目が示されておりまして、実用原子力発電所の場合の事故時の線量評価の対象核種は放射性希ガス、放射性ヨウ素があげられております。なおウランは加工施設、プルトニウムは再処理施設の事故の対象核種として挙げられておりまして、施設の状態に応じて適切な核種をモニタリングするようということが書かれてございますので、指針本文においてはそれらの施設を全て包含するような形で書かれておりますので、前回の木野さんのようなご疑問が湧いたのだらうというふうに考えております。以上でございます。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは本日付けの原子力安全委員会の紙、環境モニタリング結果の評価についてという裏表にコピーしてございます 1 枚紙と、1 ページ目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明いたします。

まず資料の 1 の空間放射線量でありますけども、こちらについては特段大きな変化ございません。それから 2 の空気中の放射性物質濃度でありますけども、今回は 11 月 4 日から 11 月 6 日までに採取された試料についてでありますけども、全てのポイントで検出限界未満でありました。福島市杉妻町で県の方で検出限界を下げた測定を行っておりますけどもそのポイントについても今回この 3 日間検出限界未満であったということでもあります。

それから資料の下にいきまして 4 の環境資料の 2 つめの黒ポツ、海水中からのセシウムであります。参考資料でいいますと 19 ページから 21 ページになりますけども、発電所の近くのポイントなどでセシウムが検出されてはいますが、値は濃度限度を下回っているという状況であります。続きまして参考資料の 22 ページをご覧くださいと、海水中のストロンチウムであります。これは東京電力が試料を採取して分析しているものでありますけども、10 月 10 日の資料採取でありますけども、資料中の数字並んでおりますけども右 2 つがストロンチウムの値であります、89 と 90 が出ております。半減期の短い 89 が出ていますので今回の事故の影響と考えられると。それからあと、出ている値は濃度限度は下回っているということでございます。23 ページ、24 ページは海水中のプルトニウムでございます。24 ページみていただきますと、試料採取ポイントと値が出ております。10 月 10 日採取でございます。いずれも検出限界未満でありますけども、検出限界値が高いので施設の影響かどうかは判断出来ないと考えています。それから資料の 5 の全国の放射能水準調査でありますけどもこちらについても特段大きな変化はございません。私からは以上です。

○司会

続きましてプラントの状況についての説明となります。まずは東京電力からです。

＜プラントの状況について＞

○東京電力

東京電力から福島第一原子力発電所の状況につきましてまずご説明します。

A4 縦の表裏の資料、こちらをご確認ください。タービン建屋の地下のたまり水の処理は、現在第 1 セシウム吸着装置、第 2 セシウム吸着装置によります水処理を継続しています。また、RO 膜によります淡水化装置に関しましては本日午前中の会見でご報告させて頂いたとおりソフトウェアの改造を行っています。本日夕刻まで運転の方を停止しています。それからトレンチ立坑、各建屋のたまり水の移送につきましては本日 2 号機のタービン建屋のたまり水を 9 時 10 分から雑固体廃棄物減容処理建屋への移送を再開いたしております。その他トレンチ立坑、タービン建屋、原子炉建屋の水位に関しては午前 7 時の状況を示させて頂きました。会見の途中で最新の情報をお届け出来ればというふうに思っています。放射線物質のモニタリングの状況は先ほど申し上げたとおりです。裏面にまいります。使用済燃料プールの冷却は 1 から 4 号機とも循環冷却を順調に続けています。原子炉圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しても記載のとおりです。なお 3 号機に関しては使用済プールにヒドラジンを本日注入しています。その他の工事ですが、作業の実績等につきましてはこちらの会見の途中に本日の作業実績をお届け出来ればと思っています。なお、一番下でございますが、本日 9 時 05 分から 13 時 30 分にかけて 3 号機原子炉建屋に上部におけるダストサンプリングを行っています。続きましてサイト内のモニタリング状況についてお伝えします。まず、取水口付近の海水の状況です。資料のタイトルでは、福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について 11 月 9 日採取分についてです。ページめくっていただきまして 1 枚目の裏面から表の形式で昨日の測定結果を記載しています。経時変化を 2 枚目の裏面からグラフ化しておりますけれども大きな変動等は見られておりません。高濃度汚染水が海水中に漏出していないというふうに判断いたしております。続きましてタービン建屋のサブドレイン水の分析結果です。資料のタイトルは『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレインからの放射性物質の検出について 11 月 9 日採取分』でございます。ページをめくっていただきまして 1 号機から 6 号機のサブドレイン水、それから西側でございます構内の深井戸のサンプリング結果でございますが、前回、構内の深井戸に関しまして井戸のポンプの不調のため測定出来ていませんでしたが、昨日の測定では再開いたしております。なお、その他 1 号機のサブドレインに関しては降雨の関係で一時指示値が上がっていますが昨日の測定結果では下がりつつあるという状況でございます。続きまして同じくサブドレインのうち集中廃棄物処理施設周辺のサブドレイン水の結果です。A4 横の表の形式になっている資料でございますが、こちらも 11 月 9 日の採取に関しましては通常の変動範囲内と考えています。したがって集中廃棄物処理施設にたまっております高濃度汚染水が地下水側に漏出していないと判断してい

ます。東京電力からは以上です。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山です。前回いただきましたご質問ですが、津波に関します 2006 年の東京電力によります米国で開設された学会での発表の論文についてですが、本年 4 月に報道されておりますが、保安院としてその事実を認識しているのかといったご主旨のご質問でした。東京電力の津波、PSA、確率論的安全評価に関します論文、発表記事につきましては 4 月下旬になされて、報道がなされておりました、原子力安全・保安院においてはその広報担当が今回の地震に関連する記事としていわゆる切り抜き、クリッピングをしておりました。また、その新聞記事につきましては保安院内に配布はされておりましたが、私が確認した範囲ではその地震、津波の直接の担当には十分伝わっておらず結果としてその後の情報収集等の対応等が行われておりませんでした。実際、東京電力によります論文を入手したのは 10 月に再度報道がなされた後でございます。保安院からは以上でございます。

○司会

それではこれから質疑に入らせて頂きたいと思います。これまで同様、最初のご質問の時から出来るだけ早く皆さまに一巡させていただく観点から、出来るだけ質問項目は 3 つにさせていただきたいと思います。また質問事項についても出来るだけ簡潔にお願いします。また回答についても出来るだけ簡潔に分かりやすくお願いしたいと思います。ご協力よろしくお願いします。質問の際には所属とお名前を名乗って頂くとともに、また誰に対しての質問か明確にさせていただきたいと思います。それではご質問のある方は挙手をお願いします。

＜質疑応答＞

○NHK 花田

Q : NHK の花田と申します。東京電力の松本さんに午前中発表があった 4 号機の配管の関係でちょっと伺わせてください。今回の水素爆発の 4 号機、3 号機のベントの際に水素が逆流してきて水素爆発の可能性が高いという見解が示されたと思うのですが、今後はさらにこういったところをさらに調査していくのかという点を 1 点目伺わせてください。あと 4 号機の方ですが逆止弁とか、電源が切れたときに弁が閉まるようになっているというお話を以前の発表で

お話されていましたが、そういった状況どうなっているのかということ、それも調査点と絡むのかもしれませんが改めて伺わせてください。取りあえず以上です。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、まず１点目の件については、今後は現場の調査等が進んでまいりましたので、引き続き解析といいますか、爆発の規模と建屋の損壊の状況等の規模感といいますか、そういった因果関係を調査していきたいと思っております。それから配管といいますかダクトの状況ですが、こちらは以前１から４号機の非常用ガス処理系の配管の状況をご説明させていただきましたけど、４号機に関しましてはいわゆる駆動源、電源がなくなった際は弁といたしましては開く方向になりますのでいわゆる３号機の方から水素ガスが漏れるという可能性はライン的にはあると思っています。また１から３号機に関しましては駆動源がなくなって閉まる弁ですとか、あるいは重力で下がるダンパーというのもございますので、そういった所がある関係で、いわゆる逆流は起こりにくいと考えております。

Q：分かりました。そういったものがなかったのか、という調査も併せて今後行っていくという理解でよろしいでしょうか。

A：（東電）はい。あの、４号機に関しましてはその他弁の状態ですとか、そういうところを最終的に現物と確認していくことになりまして、こちらは１から３号機に関しては原子炉建屋にまだ入れておりませんので、そういったところがまだ最終的に確認する項目となります。

Q：分かりました。あとそういった先ほどいろいろ建屋の爆発等の状況を分析していくという話がありましたが、また建屋の中に入って水素爆発の根拠を探る調査とかさらに行っていく予定とかはあるのでしょうか。

A：（東電）はい。今のところまだ具体的な計画ございませんが、例えば専門家等のご意見を踏まえながら爆発があったとしたらどういう痕跡が残っているのかというところを専門家等のご意見等を踏まえながら調査を進めたいと思っています。

Q：分かりました。

○司会

他にご質問ある方

○ N P J 日隅

Q : 1 つはですね、細野さんにお伺いしたいのですが、こういう事故があったときの対応するためのマニュアルですね。これは一体どのようなマニュアルがあるのかということ、全て把握してらっしゃるのかどうかということで、どのようなものがあるというふうに現在認識してらっしゃるのかということがまず一つです。それからもう一つは、文科省の方で 8 月の末ごろ SPEEDI が問題になった時に、本来の用い方ではないので公表しなかったんだというふうなご説明をいただいてたと思うんですが、その後指針があって、その指針によると緊急時では当然実測のデータは入らないので、単位放出量の数値によってデータをとって、その情報を関係各機関にまわすということになってるということが。実はその答弁された時も、既に明らかになってたのかもしれませんが、我々の、私の方は少なくともその段階でよく分からなかったので、要は使えなかったというお答えをいただいたんですが、それは指針に反してるということが明らかになったんですけれども、そうすると何方かがその指針に反して、このデータを使うなというふうに言われた方がいると思うんで、その方が一体誰なのか、なぜなぜそのようなことが起きたのかということをお答えいただきたいというのと。例のマイアミでの東電の方の論文ですが、あそこでは福島をターゲットにして、福島を基準にして津波がどの程度のものがあるかということが計算してあったのですけれども、あのよう福島を基準にして津波の高さがどうである、こうであるというふうな事を書いた論文というのは、当時東電さんというのは、マイアミでの学会で発表したものしかないんでしょうか。日本語の文献として、福島での津波がどうこうということを書いたものというのではないのでしょうか。以上の三点です。

A : (園田政務官) まず私から事故のマニュアルがどういったものがあるか、認識しているのかということでございますけれども、まず前提になるのが原子力災害の対策の基本指針というものがございまして、それに対する各省でのその指針に対するいわゆる対策マニュアルというんでしょうか、そういったものが各省にあるというところは承知をいたしております。ただその詳しい内容までは、私は今の現段階で認識はしていないということでございます。それから SPEEDI に関してですね、前回もご説明させていただきましたけれども、ご指摘のようにそういった拡散の傾向等を勘案して推測をして、避難行動の参考等として政府としては本来活用すべきであったと、そのことに対してそれが活用されていなかったということに対しては、大きな教訓として

私どもが認識を今しているところでございます。それを誰がそういったことで、言わば活用しなかったのかというところになりますと、まだその詳細な点というものは政府内で事故調査委員会等の検討も、私はまだ聞かせていただけてない状況でございますので、誰なのかというところに対しましては、現段階で私自身は分からないというお答えになると思います。

Q：すみません、最初の点については、指針とおっしゃったんですけれども、その対策の指針ですかね。それは我々はアクセス出来るものなんでしょうか。それから少なくとも原子力災害対策マニュアルというものと、原子力事故災害時対応マニュアルというものと、原子力安全委員会の緊急時対応マニュアルというものがあるというようなことは、ネットなんかを見ると分かるんですが、これらについて、今日の会見が終わるまでの間に印刷して配布をしていただけないですか。それから二つ目については、文科省の渡辺さんが来られた時に、明確に指針に反した説明をされたものですから、文科省ではその点についてどのように認識をされてるのかということをお答えいただきたいと思います。

A：（園田政務官）まず対策のマニュアルでございますけれども、これは公表はしておりません。したがってこの場で皆さま方に配布をするという形には出来ないということでございます。

Q：すみません、その配布出来ない理由はなんですか。

A：（園田政務官）それは政府内での文書という形で、それが皆さま方に公表するという形にはなっていないということでございます。

Q：これは公文書ですよ。情報公開請求したら出てくるものじゃないですか。

A：（園田政務官）恐らくですね、それについては、まだ私も官房に確認はいたしておりませんけれども、公表するものではないということを聞かせてもらってます。

Q：ごめんなさい、それはどういう趣旨ですか。どういう趣旨で、何か適用除外事由があるんですか。

A：（園田政務官）その当該のマニュアルについてはですね、内部資料という形

の位置づけをさせていただいておりますので、公表はいたしてないということでございます。したがって、ただ情報開示請求がなされた際にはですね、開示部分、不開示の部分は当然ながら情報公開法の趣旨からすると、一部黒塗りするところはあるというふうには認識をいたしております。

Q：そうであれば、この事故の対策がきちんと出来たかどうかということについて、全国民が知ることが出来なければ、現在の事故対応について判断出来ないんですけれども、それを黒塗りにして一部情報公開で出すのであれば、ここで一部黒塗りして配布しても別に構わないんじゃないですか。

A：（園田政務官）たいへん恐縮でございますけれども、公表という形はとっていないということでございますので、この場でお配りをするということは差し控えさせていただきます。

Q：ちょっとよく分からないのは、一旦情報公開請求で入手したものは、公表することは別に個人個人の判断で別に構わないわけですから、それを公表しないというのは、ちょっと理解出来ないんですけれども。こういう問題が起きているのに、政府の対応としてマニュアルどおりに行われているのかどうかをチェックさせないという趣旨ですか。なぜなぜ公表しないんですか、理由が分かりません。公表してなにか困ることがあるんですか。

A：（園田政務官）何度も大変恐縮でございますけれども、この文書につきましては行政府内部の内部文書でございますので、そういった公表という形での形式はとっておりません。したがって日隅さんの情報公開請求というような形の場合は、それは個人に対してお答えを出来る限りしていくというのが情報公開法の規定でございますので、それに対しては確りとお答えをさせていただくつもりです。

Q：分かりました。じゃあ関連するマニュアルのタイトルを全部、この会見が終わるまでに明らかにしてください。そのマニュアルのタイトルを明らかにすることは、別に問題ないわけでしょう。

A：（園田政務官）現段階で私、持ち合せておりませんので。

Q：ですから、この会見が終わるまでの間に事務方に調べていただいて、この会見の間にそのマニュアルは、こういうマニュアルだということを発表して

いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

A：（園田政務官）確認をさせていただきます。この会見が終わるかどうかは別といたしまして、確認はさせていただきます。

Q：お願いします。文科省の方は、先ほどの質問はどうでしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。SPEEDI の単位放出にかかる計算についてのお尋ねだというふうに理解いたします。SPEEDI の方につきましては、事故後 3 月 11 日の 16 時 40 分に 1Bq のいわゆる単位放出の計算をするようにという指示を原子力安全技術センターの方に指示いたしまして、同日の 17 時 40 分に原子力安全・保安院、それから原子力安全委員会等に、SPEEDI のネットワークの専用端末を使って、単位放出のデータを送信し、以降 1 時間おきにデータを発出してございます。SPEEDI につきましては、先ほど来でございますように放出源情報が得られなかったために、本来の放射能の影響予測を行うことが出来ない状況にございましたので、結果的に避難とか屋内退避の設定など、防護対策の検討材料としては活用されなかったということは、先ほど政務官の方からもお話ししたとおりでございます。なお、この単位放出の SPEEDI のデータにつきましては、全く利用されなかったのかということにつきましては、文部科学省におきましては、モニタリングカーにおける発電所周辺の線量率、モニタリング計画を実施する際に単位放出に基づく計算結果をふまえて、モニタリングの場所とか位置を決めるのに使ったということとはございません。

Q：そうすると、緊急モードに入った後は、文科省と保安院と安全委員会との各端末に、センターの方からデータが直接送られたと、そういう趣旨ですか。

A：（文科省）そういうことでございます。

Q：それはマニュアルにしたがえばそれを活用して避難範囲を決めるとかそういうことに使うというふうになってるんですね。それは緊急の場合は実測値が取れなくても仕方ないということを前提にしたモニタリング指針になっていると思うんですけども、それがそうならなかったのはなぜなのでしょう。

A：（文科省）モニタリング指針に書いてありますのは 2 つ申し上げたいと思う

んですけども、ひとつは単位放出についてモニタリング指針の SPEEDI の部分の解説のところを見てみますと、事故発生後の初期段階では定量的にその放出源情報を把握することが困難な場合もあるので、単位放出についての計算を行うと。それによって監視を強化する包囲や場所、それからモニタリング項目等の緊急時モニタリング計画を策定するというふうに書いてございます。したがって当初想定しております単位放出のデータの使い方というのは主にモニタリング計画の策定に反映させるということであるというふうに理解してございます。他方避難準備等の防護措置全体につきましては、指針によりますれば、SPEEDI のデータもそうですし、それ以外の放出源に関する情報とかモニタリングのデータ、そういったものを総合的に勘案して決めるというふうに書かれてるというふうに承知しております。

Q：その総合的に勘案する時に、単位放出量のデータは使わないというようなことがどこかに書いてあるんですか。

A：（文科省）使わないとはもちろん書いてはございません。

Q：そうすると使わなかったのはなぜなんですか。

A：（文科省）避難区域の設定等につきましては、原子力災害対策本部の方において検討されましたので、文部科学省としてその中においてどういうふうに使われたのか使われなかったかについては承知しておりません。

Q：原子力災害対策本部はどのようなルートでいくわけですか。

A：（文科省）原子力災害対策本部の事務局であります原子力安全・保安院の方に SPEEDI の端末を介してデータが配信されてるというふうに理解しておりますが。

Q：そうすると文科省としては保安院にいったるから、事務局である保安院にいったるから、保安院が使うべくは使うだろうと、そういうことだったという判断ということですか。

A：（文科省）政府全体の中での SPEEDI の使い方というのはそういうふうに役割分担されているというふうに理解しております。

Q：そうすると保安院の森山さんは今のことについてはどうお答えになるんですか。

A：（保安院）事実関係といたしましては、保安院から官邸に実際の避難の検討は官邸を中心に議論されていたというふうに承知しておりまして、保安院から官邸に送られました SPEEDI は、これはむしろ保安院が独自に行っておりまして SPEEDI の評価の 1 件だけ官邸で情報は共有されたという事実は確認しておりますが、もう 1 件は保安院が官邸まで。

Q：ごめんなさい、その説明は聞いてるんですね。ですからそれ以外のものが活用されなかったのはなぜですかと聞いてるんですけど。

A：（保安院）なぜ活用されなかったというところまでは分かっておりません。

Q：指針があってその指針に反してるという認識はあるんですよ。

A：（保安院）先ほど政務官からご説明があったとおりでございます。

Q：もうこのことは随分前から問題になってるわけですが、保安院としてじゃあ何が原因でそうなったかというのをまだ調べられてないんですか。

A：（保安院）保安院の中に ERC という関係省庁も入った事務局がございます。その中でなぜこの SPEEDI が十分活用されなかったというところまでは、これはなかなか分からないというのが現状でございます。なおこのような問題につきましては、政府の事故調査検証委員会でも様々なご検討はされてるというふうに認識しておりますけども、現時点において SPEEDI の活用についてはそれ以上のことは確認できないという状況でございます。

Q：調査チームのことは別として、当然 ERC の中に、ごめんなさい SPEEDI を担当する方っていうのは保安院の中に、当然事前にその担当者というのは決まって、その人が端末を担当してるんじゃないですか。端末を触ってデータを取るとかっていうのは決まってる人がやるんじゃないですか。誰もが触るんじゃないで担当者が決まってるんじゃないですか。少なくとも班とかチームとか。

A：（保安院）保安院でございますけども、その当時はこの SPEEDI を見ていた

者はこの SPEEDI の結果は保安院独自に実施したものについて担当の参考に留まったという、そういうことは分かっておりますけどそれ以上のことは確認できておりません。

Q：いやいや、ですからさっき文科省の方が緊急モードになったと1時間ごとにデータを送られてて、それを使うことになってるんですよというふうにおっしゃったわけで、そうするとそういう時の担当の方がいるわけでしょ。緊急モードになった時にはそのデータを取り扱う担当の方っていうのは事前に決まってて、当然マニュアルとおりに動いてたんじゃないんですか、当初。

A：（保安院）その辺りの状況は十分確認できておりません。

Q：じゃあちょっと確認していただいていいですか。つまり担当が誰で、チーム名とか班名とかそういうのがあるわけじゃないですか。少なくともそのレベルでチェックすることは可能だと思うんですけども。

A：（保安院）これまでもこの SPEEDI の問題については様々な確認をしてきておりますけども、必ずしも確認が十分取れないという状況でございまして、再度どこまでできるか分かりませんが確認はしてみたいと思います。

Q：よろしくお願いします。あと東電の松本さんをお願いします。

A：（東電）現在津波関係で公表した論文に関しましては、2006 年の第 14 回原子力工学国際会議、マイアミの論文と、あと今年の 5 月になりますけれども、日本地球惑星科学連合同大会というもので、津波の堆積物の調査の結果を公表していますが、それ以外にあるかどうかについてはもう一度確認させていただければと思います。

Q：よろしくお願いします。

○司会

それでは次の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。今の SPEEDI の関連でもう 1 つ。これは保安院と文科省、もともとのその SPEEDI の単位放出量については、原子力安全技術

センターの方から勝手にデータが送られてくるようですけど、その後それぞれ文科省と保安院それぞれで、独自に指示をしながら独自のデータの計算をされてると思うんですが、もともと SPEEDI はルートとしては文科省の EOC から原安センターの方に指示を出すというところに一本化されてるらしいんですけども、それが途中から保安院が今回最初から SPEEDI の利用をされていたわけですが、これはどういう話し合いで、いつから保安院が SPEEDI を原安センターの方に直接指示して使えるようになったのか、どういう理由でそういう通常の使い方と違うルートというのができたのか、これをちょっと教えていただけますでしょうか。それからもう 1 点、SPEEDI のデータが保安院、文科省、安全委員会のほかに現地対策本部からもデータが出ているんですけども、これは保安院と文科省どちらが担当して原安センターに指示をして、原安センターから出てきたデータというのを現地の対策本部の方に配信していたのでしょうか。これを教えてください。それから東京電力松本さんに。前回、津波の警報の時の避難のことをちょっとお伺いしてたんですが、それで確認なんですけれども、実際に警報が出た時に避難経路というのは何かきちんと決まっていたんでしょうか。例えば東北電力であれば、小名浜の場合は OP13,000 ぐらいかな、高いところに、高台に避難するというのがきちんとマニュアルで決まっていたらしいんですけども、先日のお話だとその辺がはっきりしなかったもので、一体その警報が出た際に屋外にいる人はどこに退避をするということになっているんでしょうか。その場所の高さ等を具体的に教えていただければと思います。お願いします。

A：（保安院）まず保安院からでございますけども、SPEEDI は文科省以外使ってはいけないというふうにはなっていないとは思いますが、少なくとも保安院ではその担当者は ERSS の情報がない中で何かできないかということで試行錯誤する、その過程でいくつか試算をしたということでございます。

A：（文科省）文部科学省でございます。現地対策本部、いわゆるオフサイトセンターの方でございますけれど、こちらは専用回線が不通になっておりましたので、ファックスを使って何回か文部科学省の方からと申しますか、原子力安全技術センターの方から送っております。

Q：すいません、最初の点で保安院の森山さんに。通常の運用として保安院の方で緊急時に使うというマニュアルみたいなものは、そうするとあったのでしょうか。

A：（保安院）今回の件はとにかくいろんな情報が得られない中で、担当レベルでいますと何かできないかなということで、ERSS の情報がない中でそれなりのチャレンジといいますか、試行錯誤をしていたと。したがって結果としては担当レベルの参考に留まっておりますけども、その担当レベルの独自の判断、活動として行っていたというふうに聞いております。

Q：ごめんなさい、担当レベルの独自で努力していただいたのは非常に大変なご苦労だったと思うんですけども、具体的にその緊急時にこう使うというマニュアルというのは存在していたんでしょうか、しなかったんでしょうか。要するに原安センターの方では基本的には窓口としては文科省の EOC 一本化されているというのが通常のルートであるというふうに認識しているようなんですけども、これは保安院の方で使うようになったのは、もともとそういうのが決まってるんでしょうかね。

A：（文科省）文部科学省です。本来のと申しましょうか、あらかじめ想定された SPEEDI の使い方としては、単位放出についてはとにかく自動的に関係機関に配信されると。それからいわゆる本来想定された使い方と申しますのは、その放出源情報について ERSS なんかの計算結果を文部科学省が受け取って、それを原子力安全技術センターの方に指示してその計算を行うと。これが本来と申しましょうか、あらかじめ想定されていた使い方だというふうに理解しておりますが、今回につきましてはそういう放出源情報についてのデータはなかったものですから、各端末を有する機関において様々な試算を行ったということだと思います。

Q：各機関って自治体に保安院と文科省で使っているの、各機関で使っているのは分かるんですが、これはどの段階でそういう状況になったんでしょうかね、そうすると。今おっしゃられたようにもともとは文科省が保安院の方から ERSS のデータを受け取って指示をするということになっていたのであれば、それぞれがいろんな動き方をされているようなんですけども、これはどういう状況でそういうことになっていたんでしょうか。そういう動き方をしているという、我々に融通のきくマニュアルみたいなものがあつたんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけども、そういったマニュアルがあることは承知しておりませんけども、少なくとも ERSS の情報が出てこないということですので、保安院から ERSS の情報を放出源の情報と言いますか、それを提示

できない、提供できないという中で、担当として何か試算ができないかということで検討していたという状況でございます。

Q：その検討結果に関しては、文科省はというふうに利用されたんでしょう、そうすると。今の森山さんのお話は要するに文科省あるいは原災本部の方で利用するために検討ということになるんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけども、これまでもご説明してきておりますように、保安院では 45 回ほど評価をしておりますが、その結果はほとんど担当のところに留まっております、先ほども説明しましたように、1 件だけ官邸の中でも情報共有されていたと、もう 1 件は保安院の官邸のリエゾンまで届いていたという状況でございます。以上でございます。

Q：その情報が届いていたというのは文科省では、じゃあ認識はされてなかったんですか。もともと使い方というのがあったけれども、保安院は保安院で動いていて文科省の方はその動きは余り把握されていなかったということなんですか。

A：（文科省）保安院の方から官邸に届けられた SPEEDI の計算結果については文科省は承知しておりませんでした。

Q：分かりました。文科省としては取りあえず保安院の方がそういった形で使うというのはそもそも、もともと承知していたことなんですかね、これは。

A：（文科省）先ほど来申し上げたように、当初想定していた使い方というのができなくなった中で、それぞれのところでマニュアルにない、あらかじめ想定されてない状況で柔軟に対応したということだというふうに考えております。文科省の方においても 38 ケースだったと思いますけれども、単位放出とか事故を想定した計算を行いまして、その結果については既に公表しているところであります。

Q：分かりました。すいません、度々さっきのお答えいただいてなかったのであれなんですけど、SPEEDI のそういったマニュアルというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

A：（文科省）SPEEDI に特化したマニュアルというのは承知しておりません。た

だモニタリング指針の解説のところに SPEEDI の解説もございますし、政府全体としても災害対策基本計画、すいません名称忘れましたが、そういったところで文部科学省として放出源情報をもとに SPEEDI の計算を行うということは書かれていたかと思います。

Q：今保安院とも文科省、森山さんと伊藤さんですね、両方状況が今の時点でよく分からないということなのですが、これそうすると、仮に今同じような災害が起こった場合は、また同じことが起こるというふうに考えられるんですが、そういうことになりそうなんですけれども、その辺ご認識はいかがでしょうか。あるいは今回の状況について、いつまでに何かの形で報告書を上げるなり調査するなりというのは、これは予定というのではないのでしょうか。

A：（保安院）保安院からでございますけども、今回の問題点は先ほど来伊藤審議官からも、あるいは政務官からお話がありましたように、その問題を本来活用すべきであったということは IAEA の報告書にも書かれているとおりでございまして、今後どういうふうに活用していくかということは更に検討していくべき問題だと思っております。

Q：それはいつ頃更に検討されるんでしょう。何か予定みたいなものは、めどみたいなものはあるんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけど、少なくとも今のマニュアルがあるわけでございますので、今回は今のマニュアルの中でも必ずしも十分そのとおりにできていなかったというその反省がありますから、当然それがしっかり機能するようにしなければいけませんけれども、公表の仕方などについて更なる改善の余地というのはあるということでございます。

Q：1つ確認なんですけど、今のマニュアルというのはどのマニュアルを指しているのでしょうか。

A：（保安院）先ほど来お話がありましたような、例えば放射線モニタリング指針ですね。そういったものに基づいて本来活用すべきであったということは申し上げているわけですので、それは本来の活用が十分できていなかったという認識は持っております。

Q：分かりました。伊藤さんも同じような認識でしょうかね。

A：（文科省）基本的には同じでございます。今回の教訓として IAEA の政府報告書にも書かれているとおりでございます。

Q：分かりました。あと、先ほどの現地の対策本部の関係なんですが、これは情報が通じない中で、実際には FAX 以外に何か手段というのはあったのでしょうか。

A：（文科省）SPEEDI の単位放出の結果のやり取りについては今私、手元で承知しておるところでは 12 日にですね、何回か FAX でその単位放出の結果を送ったと。それから、23 日の 10 時 41 分以降についてはメールという形で、継続的に単位放出のデータをですね、現地の方に送っているというふうに聞いております。

Q：いや、現地対策本部の方から出ている情報だともう少し数が多くて、14 日以降、割に頻繁に指示を出して、情報の配信を受け取っているようなんですけども、これはどういう状況でやられていたのかというのは、少し分かりますかね。

A：（文科省）現地と言った時にですね、今申し上げたのは政府の現地原子力災害対策本部とのやり取りでございまして、あるいは福島県が置いております災害対策本部とか、あるいは県の原子力センター、こちらの方にも単位放出の結果については伝えておりますので、その辺がひょっとしたら混同と申しましょうか、一緒にお話をされているのかなというふうに思いました。

Q：単位放出の結果というのは、1 時間前に出てくるものだと思うんですけども、それ以外にもう少し細かい指示を出して、単位放出以外のものが現地対策本部の方から経過が出ていますけれども、これがどういうルートで誰が指示をして、どういう形で情報のやり取りが出来たかというのが、もし分かればなと思ったんですけれども。もし分かったら確認いただけますかね。

A：（文科省）文部科学省の方で端末を用いてですね、計算した結果は今ホームページに掲載しております 38 ケースだったと思うんですけれども、が全てでございまして、何か現地の方で行ったということは承知しておりません。

Q：今、現地対策本部の情報というのは、これは文科省の方ではなくて保安院

の方を經由で原安センターに指示出されてます。ホームページ自体は、一応現地原災本部なんで保安院のホームページと一緒に載っているんですけども、これはどちらが担当されてたんでしょう。原安センターでは、要するに現地の対策本部から直接指示を受けるというルートというのはないので、多分どちらかが担当されて經由して情報を配信していたというふうに、記録も残ってないみたいなのでそういうことらしいんですけれども、これどちらがやっていたかご存知ですかね。もし、分からなければ次回で結構なんですけど。

A：（保安院）ちょっとご質問の趣旨がよく分からないんですけれども、保安院で計算した結果は 45 ケースですね。

Q：いや、保安院のと別に現地対策本部の SPEEDI の計算結果というのがホームページに出ていると思うんですが、これが要するに現地対策本部から原安センターの方には直接指示は出せないんで、保安院か文科省どちらか經由して指示を出していると思うんですね。

A：（文科省）現地対策本部のホームページとか後で確認させていただいて、つまり保安院あるいは文部科学省の方で原安センターにお願いして計算した結果は全てそれぞれのホームページに載っておりますので、それ以外のものがあるというふうにはちょっと理解していないのですが。

Q：今そのホームページに出ているものについての話なんですけれども。

A：（保安院）ちょっと確認ですけれども、それはおっしゃっている SPEEDI というのは事故発生初期の段階ではなくて、比較的後の段階のことおっしゃってますか。

Q：いや、14 日以降ぐらいです。3 月の。保安院のホームページに SPEEDI 一覧出ていますよね。あれと一緒に、保安院が計算したものというのと、もう一つは現地対策本部の方で計算したというものが 2 種類出ているので。

A：（保安院）それでは確認ですけれども、現地対策本部で計算したものはどういうルートで計算がなされたかという、そういうことですか。

Q：はい、そうです。

A：（保安院）分かりました。

A：（東電）東京電力でございますが、具体的な避難経路に対してどういう指示を行うことになっているかについてはちょっと確認させていただきます。なお、具体的には基本的に地震があった際に安全等の確認をした後、避難する場合には協力企業の作業員さんの場合だと自分の所属する企業さんの事務棟、それから東電の社員ですと事務本館の方に避難することになります。設置場所は大体、福島第一ですと標高で 30 メートル以上の所になります。

Q：分かりました。事務棟と事務本館というと建屋から遠い所にいる人たちというのは、かなり距離があると思うんですけども、一応全て事務棟の方に行くことになるんですかね。

A：（東電）はい、基本的にはほとんど車の移動になりますので、いわゆる沿岸部、海岸で作業されている方も車に乗って自分たちの所属する事務所があるところに戻ります。

Q：ただ、先日もお伺いしたんですが建屋の中にいる人たちは、そのままそこに留まっていっていいということなんですね、それじゃあ。

A：（東電）はい。そうです。建物の中にいる人たちも、運転員はそのまま中央制御室で監視操作にあたりますけれども、大きな地震の場合には作業を中断して作業員の方は引き上げるのが原則になります。

Q：分かりました。じゃあ避難経路の方お願いいたします、確認。

○司会

それでは、他にご質問のある方。前の男性の方、それから後ろの女性の方、続けてお願いします。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。1 点目は細野さんなかなか来られないものですから一度伺っておきたいと思いますんで、園田さんに伺いますけど。先般、例の電力改革及び東京電力に関する閣僚会合というのが開かれましたですね。この役割の中には東京電力福島原子力発電所の事故の収束というよう

なことも書いてあるんですけど。これって、どういうものなのかというのをもしも細野さんから、園田さん伺っておられましたら教えていただけないかというのが、座長が内閣官房長官ですし、東電をどういうふうにしようと思ってこの会合をやられてというのをもしも教えていただけたらというのが1点です。2点目は、先般私は警戒区域内はどうするんだというお話を伺った時に、園田さんからとにかく除染であると、2年間除染であると、その過程では今のところそのプランがないんだというお話だったんですけど、朝日新聞の取材でしょうかね、長期帰還困難区域というのは報道もされているんですけど、いろんなプランがあるのは当然だと思うんですけど。改めて伺いますけど警戒区域内の扱いについてですね、朝日新聞の報道ですと何か12月中にもそういうかなり踏み込んだことを考えておられるような報道になってたんですけど、受け止めで結構なんですけどね、どういうふうなものなのかと。私の取材ではこの内容というのはどうも大熊町の内部で検討している案がそのまま出たのかなという感じなんですけど。それはそれでと思いますけど、どうぞ覧なっているかと。それから3番目は、やはり先日福島大学でかなり詳細なアンケート調査が出て、その中で35歳未満ですか5割以上余り帰還を望んでいないというような結果も出ているんですけど、2番目の質問とも併せましてですね、その警戒区域内をどう扱うかというのは、後2年間一生懸命除染だというのではなくて、かなりのスピード感でやらないとしようがないと思うんですけど、その辺をどうお考えになっているのかお伺いしたいんですけど。

A：（園田政務官）まず、1点目の電力改革の閣僚会議でございますけれども、ちょっと申し訳ございません、私中身を大臣からお伺いをしておりませんので、この場でちょっと内容についてお答えは申し訳ございません、出来ないものでございますので、ご理解をいただければと思います。あと20キロ圏内警戒区域内の件でございますけれども、8月に原災本部で緊急時避難区域の見直しを行わせていただいた際に、今後の警戒区域及び計画的避難区域の区域の見直しについてもですね、原災本部の8月31日の中にも書かせていただきましたけれども、長期的に困難になる地域についても検討をしていかなければならないと申し上げさせていただいたところでございます。失礼、8月26日でございましたですかね、除染に、推進に向けた基本的な考え方ということで、8月26日原子力災害対策本部でございます。その際に今後、長期的には除染によって、1mSv未満を目指していきたいということの考え方をお示しをさせていただきました。したがって、これから2年間は集中的な除染期間であるという位置づけの中で、本日、衆議院を通過いたしましたけれど

も、ご案内のとおり、除染費用も附則の中に掲げさせていただいています。今後、私どもとしては、長期の帰宅困難者の方々が出ないような形に、今後共 2 年間の除染の期間を集中的に行なっていきたいというふうに考えておるところでございます。そして、先般あるマスコミの新聞において、アンケートがとられたと、私承知をいたしておりますが、その記事は、承知をいたしておりますが、そういった、今、避難をされている方々に対しましては、大変申し訳ない気持ちでございます。そういった方々が、そのアンケートの答えの中にも、見通しがきかないという理由を述べられている方も多かったように受け止めさせていただきましたので、そういった面では、昨日でございますけれども、細野大臣並びに枝野大臣よりも長期の事故収束に向けた道筋といいますか、ロードマップの策定の中においても、少しでも事故の収束が一日でも早く終了するように、あるいは燃料の取り出しも含めて、一日でも早くそれが完了するようという形で、指示を出させていただいているところでございますので、今後はそういったところも含めて、除染というものを環境省が中心ではございますが、政府全体としても、そのことをしっかりとサポートしながら行なっていくことであろうというふうに思っております。そのことによって、そういった不安を抱いていらっしゃる皆さま方に対して、少しでもお答えをさせていただければという思いでございます。

○司会

よろしいですか。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ 吉本興業のおしどりです。よろしくお願いいたします。3 問ということで、全て東京電力の松本さんによろしく願います。まず、前回に私が質問しました質問の回答を回収したいのですが、2 号炉のガス管理システムからキセノン 135 が出た件で、自発核分裂ではなく連鎖反応で出た場合の親核種、ヨウ素 135 は未検出だったのか、それとも検出していなかったのか、確認するとおっしゃっておられましたのでその回答をよろしくお願いいたします。続きまして、11 月 9 日のガス管理システムのチャコールフィルターのデータを見ますと、1 日、2 日と比べて減少傾向にありますが、あまり半減期が 9 時間と考えますとあまり減っていないように思いますが、キュリウム 242、244 の自発核分裂から 135 キセノンへの反応というのはまだ止まらずに続いているという認識なのでしょうか。その場合キュリウム 242 も 244 も中性子を放出すると思いますが、その中性子線の遮へい減速はホウ酸で行なっているという考え方なのでしょうか。あともう一点、全面マスクが緩和されました

が、建屋内のアルファ線の計測モニタリグはどう行なっておられるのでしょうか。よろしくお願いします。

A：（東電）はい、まずキセノン 135 の親核種ヨウ素 135 ですが、これは検出限界未満でございました。それから、本日の測定結果でございますが、キュリウムの半減期が長いものがございますので、引き続き自発核分裂が起こっておりまして、キセノン 135 等に関しましてはそれを継続して検出しているというふうに思っております。定期的に、今後、ガスサンプリングを行います。この程度のレベルで推移するのではないかというふうには思っております。また中性子に関しましては、こちらは中に入っている水それから圧力容器の厚さ、それから生体遮へいというコンクリートの遮へい材、それから格納容器、格納容器を取り囲む構造物で遮へいできているというふうに思っております。それから建屋内のアルファ線の核種であります。こちらは現在、測定しておりません。ガンマ線を中心に測定を行っておりますが、現在全面マスクを建屋内では着用しておりますので、被ばくの内部取り込みの観点では問題ないものと考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。引き続き自発核分裂が行われているということで、実測として、中性子線の測定等を行われていないのでしょうか。

A：（東電）先週、今回のキセノン 135 が検出された際に、原子炉建屋の周辺で中性子線を測定いたしました。が、検出限界未満という状況でございます。

Q：分かりました。では、現在自発核分裂が行われていますが、その初期 1 回に測定したので、現在も同じような状況だとお考えでしょうか。

A：（東電）はい、そうです。こちらに関しましては、通常の運転中でも今回の核分裂の 8 桁とかそれくらい上のレベルでございまして、それでも中性子線が建屋の外に出てくるということではございませんので、そういう意味では、建屋、それから格納容器が健全でありますと、漏れて出てこないというふうには思っております。

Q：ありがとうございます。遮へいはそれでできているということで、自発核分裂で放出される中性子でも、連鎖反応、臨界状態が引き起こされることもあると思いますか。それは現在、ホウ酸で吸収しているという考え方ですか。

A：（東電）いえ、ホウ酸というよりも、未臨界の状態がかなり、実効増倍率で言いますと小さい状況でございますので、中性子が放出されていても、連鎖反応を起こす前に、他の物質に吸収されるですとか、いわゆる体系の外に漏れていくとかいう形で、臨界反応を維持できてないというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。では、全面マスクの件なのですが、アルファ線のモニタリグされていないということで、前回私が、1 ヶ月程前になりますか、プルトニウムの測定についてお聞きしたときに、松本さんご自身が建屋内にはプルトニウムが浮遊しているとおっしゃっておられたのですが、内部被ばくはする可能性はないということで、スクリーニングでアルファ線等は見えておられるのでしょうか。

A：（東電）建屋内には正式には測っておりませんが、燃料が損傷しておりますので、ダストとして浮遊している可能性はあると思っております。したがって、建屋内の作業、それから屋外の作業でも、作業という観点では全面マスクを着用するというので、防いでいる状況でございます。現在全面マスクを解除いたしましたのは、正門から入りまして免震重要棟の中、あるいは免震重要棟と 5、6 号機のサービスビルを行き来する、車の行き来の間の、車内に関しましては全面マスクをつけなくてもいいというような運用をしておりますので、いわゆる屋外で基本的に作業をする、あるいは建屋の中で作業をする場合には全面マスク着用になります。

Q：ありがとうございます。敷地外に出る場合の身体スクリーニングで、アルファ線の測定も行われてないのでしょうか。

A：（東電）アルファ線の測定はいわゆる非常に難しいものでございまして、いわゆるスクリーニングではガンマ線を中心としたサーベイを行っております。

Q：はい、難しいものなのですが、例えば 3 号炉はプルサーマルですのでがれきにプルトニウム等アルファ核種が多く含まれていると思いますので、がれきの撤去等で大量に浮遊していると思うのですが、難しいから行っていないという考えでしょうか。

A：（東電）いえ、違います。ダストの空気のダストの分析は、アルファ核種も行なっておりまして、現時点までは検出限界未満というのが続いております。

Q：分かりました。スクリーニングではアルファ線を測定する必要はないということで。すいません吉澤さん、もうそろそろおりますね。

○司会

よろしいですか。それでは他にご質問ある方。ではそちらの男性の方お願いします。

○産経新聞 大矢

Q：産経新聞の大矢と申します。昨日細野大臣と枝野大臣から指示があった廃炉のロードマップについて教えてください。その中のプールからの燃料の取り出しを3年から2年に短くしたことについて原子力委員会の専門家は3年と言ったり、なぜ2年になったのかということですね。何か根拠があるのかということをお園田さんに実現可能性はあるのかとか、どういうやりとりがあってそういう決断に至ったのか、もしご存じだったら教えてください。あと松本さんにはそれが本当に実現可能なのか、またプールから燃料の取り出しについて現状課題とかどの号機が今近いと考えているのかについて教えてください。

A：（園田政務官）はい。大臣が昨日東京電力それから資源エネルギー庁及び原子力安全保安院に対しまして指示を出させていただいたところでございますけれども、ご案内のとおり専門家の間では原子力委員会のご議論の中においては3年以内という形になっていたところでございます。で、それを受けて細野大臣と枝野経済産業大臣とで議論をなされた中で、やはり先ほど申し上げたとおり1日でも早く事故収束というものをしっかりと行っていくというところは技術面からして、あるいは様々は検討をこれから当然ながら行っていく必要があるわけでございますが、この2年以内に解消せよということを1つの目標としてやっていかなければならないということで指示を出させていただきました。それに関しましてはかなりの大臣も技術的な面あるいはこの検討する仮定の中においては様々な困難というものがあるかもしれないと。しかしながらそれを乗り越えてでもこの2年以外に開始ができるようにとこれから準備にかかっていくということになろうかと存じます。したがって原子力委員会での専門的なご議論を踏まえつつ大臣としての福島県民の皆さま方、あるいは避難をされていらっしゃる皆さま方、あるいは国際社会や国民

の皆さん方に対する言わば 1 つの宣言をさせていただいたということで受け止めていただければというふうに思います。

Q：その困難があるかもしれないけれども乗り越えてというところに具体的な根拠というか、実現できるというような議論というのはあったのでしょうか。それともただの政治判断でえいや一なのか、その辺を教えてください。

A：（園田政務官）はい、技術的な検討がどこまで大臣間で行われたかっていうのは私実は詳細を承知いたしておりません。したがってましてしかしながら昨日の大臣の記者会見でも申し上げておりますけれども、困難性は認識はしつつもこの 2 年以内に開始というところを行っていくという思いをこの指示の中に込めさせていただいたということでございました。

A：（東電）東京電力でございますが、いわゆる今後大きな事故等が起こる可能性が完全に否定できないなか、よりリスクを低減する意味で 2 年程度で使用済み燃料の取り出しをするというようなことで具体的な目標が与えられたものと認識しております。技術的な課題の困難さというご質問でございますけれども、そちらに関しましてはやはり物理的に取り出せるような状況になるということが重要だと思っております。現在建屋 3 号機 4 号機は屋上部分のがれきの撤去をおこなっておりますけれども、がれきの撤去を行ったあと原子炉建屋を覆うカバー若しくはコンテナの建造をしましていわゆる天井クレーンを含む、取り出す装置を再度設置していく必要があるかというふうに思っております。各号機比較いたしますと 4 号機が先行できるのではないかとこのように思っておりますけれども、それぞれ 1234 それぞれ困難さが少しずつ違いますので、よく検討していきたいというふうに思っております。

Q：燃料の取り出した先についてはどのように現状で考えているのかも教えてください。

A：（東電）はい、今のところはまだいわゆる使用済み燃料を入れるキャスクに保管するということは当然でございますけれどもその先に関しましてはまだ具体的に決まったものはございません。

Q：ありがとうございます。

○司会

ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。ではそちらの男性の方。

○毎日新聞 中西

Q：毎日新聞の中西といいます。昨日の施設運営計画のその1の改定版が出ましたが、その中で温度計の信頼性について20度前後の誤差が出るというような結果が出ましたが、今のところ1番高い2号機で70℃くらいありますので、100℃との差が30℃ですから、大体20℃を超えているわけですが、一般的に考えてみて20℃の誤差があるものについて冷温停止の判断を委ねていいのかという議論も出ると思うんですけれども、園田政務官いかがお考えでしょうか。

A：（園田政務官）はい、ご指摘のように20℃前後の誤差があるということを加味した上でご案内のとおり今2号機では71.2℃とおおむねそのことがあったとしても100℃未満に抑えられているということと、今後このところの減少傾向にあるということからすると更に温度は低く安定的に行うことができるというふうに推測は現段階では立てさせていただいているところでございます。

○司会

他にご質問いかがでしょうか、ではそちらの男性の方、まだ1つもご質問されてない方いらっしゃいますか。ではそちらの男性の方、2人続けてお願いします。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いいたします。回答する記者団の佐藤です。東京電力と園田政務官にお聞きします。前回11月7日の記者会見で質問させていただいたことで、統合対策室の会議が毎日18時から目途で開始されているとのことでした。テーマがプラントパラメーターの関係が主だったようなことをおっしゃっていましたが、土曜日曜日祝日の18時から大臣ですとか政務官、東京電力でしたら役員級の幹部というのがプラントパラメーターの関連だけでわざわざ集まっていらっしゃるのでしょうか。その他大きなテーマというものがあるのかと思いますけれども、こういったテーマ設定になっているのか教えていただけませんか。よろしくお願いいたします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、毎日、土曜日曜祝日を含めていわゆる会議は行っております。当日のプラントの状況ですとか、作業の進捗状況含めて情報共有、それから必要な役員あるいは保安院さん、政

務官の方からご指示があるというような運営状況でございます。したがってその都度発生した不具合等の情報共有も含めて行われておりますので、何か特別なことがないと役員が出てこないということではなく常日頃から役員を含めた会議体ということになります。

Q：特に土日祝日であっても役員が出席されてやっているということで。

A：（東電）はいそうです。

Q：分かりました。政府側の出席者というのはどうなんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、毎日ではございませんけれども、時折私が出ております。

Q：政府側の方の出席で最も位の高いというのでしょうか、そういった上位の方は何方になりますでしょうか。

A：（園田政務官）私でございます。

Q：例えば今週ですとどれだけこちらに全体会議の方出席されたんでしょうか。先週の金曜日からということをお願いできればというふうに思います。

A：（園田政務官）ええと、金曜日は出ておりました、それから土日は出ておりませんで、月曜日は記者会見でしたから出れなかったと思います。で火曜、ええと金曜日からだったら二回です。二日間。

Q：ありがとうございます。それで十分全体会議の方は回っている、運営できている状況なんでしょうか。

A：（園田政務官）十分かどうかは別といたしましてですね。この記者会見もありますし、あるいは他の公務もやはりございますので、そういった点ではなかなか私も出られない日がありますけれども。当然ながら、私も出られる時なら必ず出ているようにしております。

Q：ありがとうございます。ちょっと補足でお聞かせ下さい。園田さんがいらっやらない時というのは、誰がいらっやっているのか。園田さん以外で

一番上位の方というのが、何方になるのか。それと、大臣の出席というのは、最後いつになりますでしょうか。

A：（園田政務官）はい。政務三役の内、私が一番下でございますので、私以外でありましたら政府の職員という形に、国家公務員になりますけれども、保安院の首席統括審査官が政府外の一歩の上位になると思います。それから大臣の出席はいつだったか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

Q：分かりました。では大臣の出席、最後いつだったか確認よろしく願いいたします。それと、統括官のお名前と所属いただけませんかでしょうか。

A：（保安院）保安院からでございますけれども、現在の首席統括安全審査官は山本といいます。保安院に所属しております。

Q：山本何さんと。

A：（保安院）哲也ですね。

Q：分かりました。ありがとうございました。

A：（保安院）ホームページに載っておりますのでご覧下さい。

Q：はい。了解しました。

○司会

次、よろしくお願いします。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官によろしく申し上げます。昨日開催されましたですね、低線量被ばくのリスクに関して検討する作業部会について伺います。この部会では、日常的な放射線量をどのように判断するか。それと、妊婦や子どもへの対応についても検討する重要な部会だと思うんですが、ムービーは昨日は大臣発言の頭取りだけでした。今後この会議のオープン化につきまして、お考えをお聞かせ下さい。

A：（園田政務官）はい。カメラの映像という点ではですね、そういった頭撮り

という形でございましたけれども、当然記者の方々は、フルオープンで行わせていただいておりますので、その内容についてはオープンにさせていただいているというふうに理解をいたしております。

Q：これまでですね、細野大臣のご発言にもあったんですけども。ICRP の見解を参考にしてきた訳なんですけれども。日本としてですね、独自の線引きといますか。線引きという言葉使われなかったと思いますが、日本として独自のそのものを検討する。国民がある意味最も関心がある事項な訳ですが、この点はですね、どう認識されておりますでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そういう意味ではですね、今後今までこの低線量被ばくに関する知見も含めてですね、議論を行なってはきておりますけれども。更に大臣としてはですね、知見をですね広めていきたいと、あるいは深めていきたいという思いで、このワーキンググループが設置されたところでございます。したがって今後ですね、昨日の細野大臣からの発言にもありましたけれども、12 月を目途にですね、势力的にこのワーキンググループを会合を開いていただいて、様々な観点からの議論をここで深めていくというところでございます。したがって、毎回オープンな形でやらせていただいておりますので、国民の皆さん方にも見て頂けるんじゃないかなというふうに思います。

Q：すいません。オープンでは無いですよ。要するに例えばネット中継っていうのは、昨日は出来なかったわけなんですけども。今後は検討というか、実現化になるってことでしょうか。今国民の皆さんにオープンという事をおっしゃって。

A：（園田政務官）いえいえ、記者の皆さん方には当然ながら入っていただいておりますので、そういう点ではオープンではないかと思えます。

Q：すいません。私が言ってるオープンてのはまた違うんですけれども。昨日のですね、細野大臣のぶら下がりの時は園田政務官いらっしゃらなかったと思いますけれども。ぶら下がりですね、私の理解としましては大臣はですね、ネット中継とかテレビとかですね含めて、全て公開したいとの思いがあると私は思いました。重要なのはですね、大臣が昨日の会議園田政務官いらっしゃったのでお分かりかと思えますけども。会議の中でその大臣が説明を求めても、昨日の学者の方々もですね、分らない、明言できない事は多かつ

たように思うんですね。むしろその分からないという事を、国民に知ってもらう事こそ重要な事で、そういう事をオープンにする事によって、逆に国民の信頼性が深まると思うんですが、この点は全て要するに国民が見えるようにするって意味でですね、この点はいかがお考えでしょうか。

A：（園田政務官）はい。七尾さんのご指摘は、大変重要だと私も思っておりますので、そういった面では大臣にもその旨をお伝えをさせていただきたいというふうに思います。その上でありますけれども、昨日正しく今ご指摘をいただいたようにですね、私どもといいますか大臣からのご質問に対しましても、当然ながら 100mSv 未満についてのですね、そういった低線量被ばくの確定的なところというものはなかなか見出せないというのが、今の科学的な知見であるというのが昨日のお話ではなかったかなというふうに思いますので、そういったところも広く国民の皆さん方には見て知っていただきたいというふうに私も思っております。

Q：正にそのとおりなんですけれども、いわゆる閾値がですね、はっきりしないと。妊婦になると益々そういったことがあると思うんですけれども。残念ながらですね、今日の新聞を見てもその今園田政務官非常に大事な事おっしゃったと思うんですけれども。やっぱりなかなかですね、これ報道のそのいろんなスペースもあると思うんですが、そこまで報道されないわけですよ。現実問題。それであればこそですね、例えばその議事録の公開ですとかですね、フル見れるような形等がやはり重要で、これ今園田政務官非常に重要な事おっしゃったんですけれど、これ国民にほとんど伝わらないと思います。そのこの大事なところがですね。なのでその点も含めて、是非ですね大臣にもお伝えいただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい。ありがとうございます。恐らくですね、議事録は公開を当然するものではないかというふうに私は受け止めおりましたけれども。その点も踏まえてですね、しっかり伝えておきたいというふうに思いますし、また事務局に対してもですねそういった議事録が公開されるように、私からも働きかけをさせていただきたいと思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

はい、ご質問のある方。まだ一度もご質問されてない方いらっしゃいますで

しょうか。二度目以降の方も、ご質問ございましたらいかがでしょう。お一人、お二人、ではそちらのお二人、よろしくお願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。まずは園田さんに先日ちょっとお伺いしていたんですが、こういった緊急時の場合にヨウ素剤配布等のに関して、NHK等の放送業者に依頼をするというのがマニュアルに記載をされてるんですが、これが実行されたのかどうか、これ確認できましたでしょうか。それからですね先ほどのごめんなさい、度々で申し訳ないんですが、原安センターから保安院や文科省あるいは、安全委員会にオペレーターの方が来てると思うんですけれども。ちょっと基本的な事で申し訳ないんですが、このオペレーターの方というのは、具体的にどういう事をしているのかちょっと教えていただければというふうに思うんですが、お願いできますでしょうか。それからですね、もう一点園田政務官に。今の福島第一の敷地内からいろんなその重機含めて、資機材の持ち出しをされていると思うんですけれども。これはどういう基準で今持ち出しをやられているのか、確認できますでしょうか。車含めてその基準がどういったものになっているのかを教えていただければと思います。それから、もう一点園田政務官に。先ほど除染の話があったんですけれども、その除染を一生懸命やっていただくのは結構なんです、実現できるかできないかが具体的な見通しが立たない中で、やっていて、じゃあできませんでしたというのは今回の場合は通らないと思うんですね。そういう含めて、予防的措置という意味では先に避難をさせてというのが、これはICRPの勧告にもそういった、要するに基本的には先に避難をしていただいて、それでもどうしても住みたいという方はその中から住みなさいというようなことが手順として決められているんですが、今回の状況を見てると全く逆に覚えてしょうがないんですが、こういった今例えば自主避難できずにそこに留まっている人たち、先ほどもそのアンケートで動きたいという方、戻りたくないという方が多いというお話がありましたけど、逆に言うと動きたいという方が多いというのも言えるのではないかと思います、こういった方々が今被ばくを受忍させられているという状況になるようにも思えるんですが、この辺はというふうにご認識されているんでしょうか。なぜ彼らは自らに反して被ばくを受忍させられなければいけないんでしょうか。その辺をお答えいただければと思います。

A：（園田政務官）1点目すいません、前回ご質問をいただいて今確認をさせていただきますので、分かり次第こういったマニュアルになっているの

かということはお伝えをさせていただきたいと思います。それから 2 点目でございますけれども、すいません私存じませんでしたけれども、今情報をいただきまして J ヴィレッジから外へ出る車両について、これは J ヴィレッジでサーベイをやっているわけでございますけれども、当然除染をやっているわけでございますけれども、基準といたしましては 13,000CPM 以下であれば OK という形の運用を今取らせていただいているということでございます。それから 3 点目でございますが、大変私どもにとりましては厳しい形であろうというふうに思っております。すなわち警戒区域とそれから計画的避難区域の皆さま方には大変ご迷惑をおかけをしているというふうに思っておりますけれども、ご避難をしていただいているという状況でございます。それ以外の方々については緊急時避難準備区域については、先般解除させていただいたところでございまして、そういった方々においても自主避難をされていらっしゃる方々はいらっしゃるわけでございますけれども、私どもにとりましては、そういった方々に対しましてもしっかりと支援をさせていただくつもりでございますし、それは今でも継続をさせていただいているということでございます。それから、だからこそ今そうでない地域の方々に対しましては、モニタリングを決め細やかにさせていただいて、それで毎日その数値を発表をさせていただいているというところでございまして、その数値からすると現段階においては大変低い値であるということでございます。同時にまだ災害対策本部、あるいは原子力災害対策本部は設置をされておりますので、自主避難されようという方々に対する支援というものはございます。そういった面では現地対策本部を通じてご相談をさせていただいている、あるいは生活者支援チームを通じてご相談をさせていただいているというところでございます。そして、それまで予防的な措置として避難をさせるべきではないかということでございますけれども、現段階で自治体の皆さま方とのご議論の中で、そういったところの話よりもむしろ除染を一刻も早くしていくべきだろうと、まだその結果が分からないではないかということでございます。ようやくではありますけれども、一昨日から国が主体となった除染がいよいよモデル事業として、実証実験として始まりました。この実証をモデルとしてやらせていただいた後に、本格除染という形になってまいりますので、まだ結果はこれからだというふうに思っております。したがって今技術的な実証の公募もさせていただいて、様々な知見やら技術というものが今私どものところに寄せられているところでございます。そういったところを英知を集めさせていただいて、とにかくこの本格的な除染に向けてしっかりと準備をしてまいりたいというふうに思います。

Q：分かりました。すいません、1つそういう意味では確認できればと思うんですけども、その結果がこれからというのはもちろん今単なる実証実験なので分かるんですが、これはいつ頃めどできちんと結果を出すのか、その結果が駄目だった時、除染というのがうまくいかなかった時というのがどうされるおつもりなのか、それからもう1点先ほどもちょっとお伺いしたんですが、その結果が出るまではそこに住んでいる方々は無用な被ばくをされているわけで、この被ばくをなぜ彼らがそれを受忍させられなければならないのか、なぜ彼らは被ばくしながら生活しなければならないのか、その前に避難するという選択肢がなぜ政府から与えられていないのか、その辺ご説明いただけますか。お願いします。

A：（園田政務官）除染については、実証実験につきましてはこれからでございますので、それは行ってそしてそれが結果が出次第ということになります。したがって、今一刻も早く取り掛かって、そして結果を出していくということでございますので、現時点で今ロードマップについてはちょっと私は把握をいたしておりません。それから、したがって先ほど申し上げましたように8月26日の原災本部から出させていただいている計画では2年をまず集中的な除染期間として位置づけさせていただいているところでございます。結果はその後に出てくるんだろうというふうには考えております。それから今現に住んでいらっしゃる方々に対しまして、私どもとしては情報を提供させていただいて、そのことによる様々なご説明もさせていただいているつもりでございます。したがって何もそこで強いらせているということではなくて、様々なご相談にも私どもは当然乗らせていただいておりますし、自主避難をされたいという方々に対しましては、私どもとしては財政的な支援、あるいはいろんな何て言いましょうか、お住まいであるとかそういったところのものは自治体を通じてご紹介をさせていただいているというふうに伺っております。

Q：すいません、自主避難の支援の話、今されているというお話ありましたけれども、どういう基準でされているんでしょう。今やられているのはごく一部だと思うんですが、先日の渡利であるとか福島市内でもかなりその辺もめているんですけども、ご存じないんでしょうかね。動きたいという方が動けないという現実というのは余り園田さんはお耳には入らないでしょうか。

A：（園田政務官）私が伺っている分には自治体を通じてそういった支援をさせていただいているということです。

Q：十分にしているというご認識ですか。自治体を通じて十分に支援をできているというご認識ですか、今。

A：（園田政務官）私、国としては自治体に対してしっかりと支援をさせていただいて、そういう方々に対してもきめ細やかにご相談をさせていただいているという状況でございます。

Q：ちょっとあれなんですけど、きちんとどういう状況にあるのか把握されたほうがよろしいかと思います。これは大変心苦しい、私事を言うのは申し訳ないんですけども、一体どういう状況になっているのかをきちんと把握された方が、現地でよろしいのではないかと思います。それから先ほど 2 年の集中的な除染で結果はそれからということですが、そうすると 2 年間は少なくともそこにいらっしゃる方々はやはり、要するに被ばくをしなければいけないわけで、ちょっとその辺をお答えいただけないんですけども。

A：（園田政務官）2 年間はそこにまだ警戒区域内ですから。

Q：警戒区域外の話なんですけども。

A：（園田政務官）警戒区域外については、失礼しました。警戒区域外については今除染が着々と進んでいる状況でございますので、そういったところは順次結果が出てくるものだというふうに思います。

Q：これはいつ頃結果が出るんですか。2 年とか今お話がありましたけど。

A：（園田政務官）それは地域ごとで違いますから、それぞれにおいて結果はおのずと出てきます。

Q：ですので、そういったエリアに関しても自主避難の支援というのは政府はされているという認識なんですね、園田さんはそういう認識でよろしいですかね。

A：（園田政務官）はい、そうです。

Q：分かりました。

○司会

次どうぞ。

Q：あと、まだ、すいませんお願いします。

A：（文科省）原子力安全技術センター、SPEEDI のオペレータについてのご質問。
私の知ってる限りでございますけれども、単位放出の時は自動的にある時間から 1 時間単位放出した時の 1 時間後の風速場とか、大気中の濃度とか線量が出てきますので、それ以外の例えば条件設定をして、具体的にはどういう核種がどれだけ出るかというような条件とか、それから何時間後の予測をするかといったことをオペレーターの方が入力作業をしているんだろうというふうに理解してます。

Q：すみません、入力作業というのはその場ではできないと思うんですけども、実際にそのオペレーターの方はどういう形で原安センターの方に指示を出されているのでしょうか。端末というのは計算結果の図形を見るだけだと聞いているんですが。そうではないのでしょうかね。

A：（文科省）文部科学省の方には一時期センターのオペレーターを担当していただいている方が来ておりましたけれども、文科省の方の端末からそういった条件を入れて、実際の計算は原安センターの方でするんですけれども、そういう形で端末を操作することによって条件を入れてその場で出力が出てくるというふうに理解しておりますが。

Q：ありがとうございます。これはちょっと確認なんですけど、保安院と安全委員会の端末も同じものなのでしょうか。こちら側から操作が、データの入力が直接できるものなんですか。

A：（保安院）ちょっと私確認しておりませんので、正確なことはちょっとお答えできませんけど、同じようなシステムだろうと思いますが、今ちょっと確認をしておりません。

Q：ちょっと、はい、すみません、ちょっとそれ確認いただけますか。

A：（原安委）はい、確認しますけど、今ちょっと聞いたところでは、安全委員会にある端末からは入力できないということであります。

Q：分かりました。じゃあ、すみません、森山さん、その点ご確認だけお願いできますか。

A：（保安院）はい、確認いたします。

Q：お願いいたします。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりといいます。よろしくお願いします。まず冒頭にご説明いただいた点で安全委員会の加藤さんをお願いいたします。モニタリング結果の資料の中の22ページ、海水中のストロンチウム89の濃度なんですけれども、半減期50日のストロンチウム89が検出されたということで福島原発事故由来だということで、その50日、恐らく半減期を4回ですので16分の1位になったストロンチウム89が海底土ではなく海水中からまだ検出されるということで、これは初期の放出量が膨大であったということでしょうか。それとも継続してつい最近まで何か出ていたという認識なんでしょうか。評価をよろしくお願いいたします。続きまして、保安院によろしくお願いいたします。6月6日の保安院がメルコアを使って試算値を出した大気中への放射性物質の放出量の資料なんですけれども、今回2号炉からのキセノンということでまたこの表を見直したのですが、例えば今回、そのキセノンのときの資料で保安院が原子炉停止直後のインベントリーとしてキュリウム242は 9.32×10^{16} 乗。9京3200兆Bq。キュリウム244については 3.87×10^{15} 乗なので3870兆Bq存在した、という試算でキセノンの自発核分裂に関して計算しておられましたが、この大気へ放出した中にはキュリウム244の記載はなく、キュリウム242のみなのですが、このように試算をしていない核種というのはあとどれくらいあるのでしょうか。あと、この半減期がどれも時間、数時間と数十日とか、割と短い物がおおいのですが、現在、半年以上経ちまして、そしてこれから除染するにあたって、現在の組成比での試算値を出した表を改訂して発表される予定はあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。あと、園田政務官にお願いいたします。除染ボランティアについてですが、私ごとですが、私は神戸生まれの神戸育ちで阪神大震災を経験したのですが、その時に震災ボランティアの方々が神戸に入られアスベストをたくさん吸い、16年経った今年、去年くらいから石綿による健康被害の方が割と出られているのですが、それはボランティアですので労災では扱えないので、石綿の労災問題の団体の方が困っておられました。ですので今

回、除染ボランティアを環境省で募ることにおきまして、もしその方々が被ばくをして将来健康被害が出た場合、もちろん労災はおりませんのでその場合の問題についてどうお考えなのでしょうか。除染ボランティアの方々も被ばくをする可能性について健康調査なり何らかの対処を考えておられるのでしょうか。よろしくお願いします。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、この海水中のストロンチウムのデータから言えることはですね、半減期が短い、半減期が 50 日程度であるストロンチウム 89 が入っているということから、今回のものに由来しているということまででありまして、まだ引き続き放出が続いているかどうかなどはこのデータだけでは言えない、というのが安全委員会内の専門家の見解であります。

Q：分かりました。ありがとうございます。例えば 7 番目の地点ではストロンチウム 89 と 90 が一対一で出ているのですが、海水ということでその存在比などもまだ海水中のストロンチウムなどは判明していないということでしょうか。

A：（原安委）いずれにせよ、原子炉の中での反応は 3 月 11 日に終わってますので、どの時点に海に出てきたものによらず、同位体の存在比は変わっているものだと思います。ただ、やはり海の中の濃度の一様性っていうのは非常に不確かさが大きいもの、揺らぎも大きいものでありますから、こういった数少ないデータだけから存在比を推定するっていうのは非常に難しいと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますが、6 月 6 日に公表いたしました放出量でございますけれども、これは評価した中の主なものを一応この 1 ページくらいで公表したということでございます。特に当時は INES の評価などもございましたので、セシウムですとかヨウ素を中心にこの表を作成したということでございます。決してキュリウム 242 を計算していないというわけではないというふうに私は認識しております。それからこの数値を改訂する予定はあるかということ、今のところそれはございません。

Q：ありがとうございます。では、主なもの以外も発表されるご予定はこの先

あるのでしょうか。そして、先ほども申しましたが、半減期が数時間、若しくは数日のものが多いのですが、例えばネプチニウム 239 は半減期 2.4 日でプルトニウム 239 に壊変します。キュリウム 242 は半減期 162 日でプルトニウム 238 に壊変いたします。ですので、この先の除染のことを考えますと、1 年後などの存在比の、存在の試算値を出すご予定とかはないのでしょうか。除染に役立つと思うのですが。

A : (保安院) これ以外の核種については今のところ公表の予定はございません。また、これはあくまでも放出量として評価、当初の放出量として評価しておりますので、その放出された後の壊変といいますか、いうところまで評価する予定は今のところございません。

Q : 分かりました。特に除染にも役立たないとお考えなんでしょうか。

A : (保安院) 保安院でございますけど、先だって行いましたキセノンの問題のように、それは実際除染する際にどういう核種について例えばモニタリングをすとかいった問題はあるかと思いますが、これは放出量として評価しておりますので、それは目的に応じてどういうふう実際に核種等把握しながら行うかというのはその目的に応じて実施するべきものと思っておりますので、こういった放出量として今評価をする必要は今のところはないのではないかと思います。

Q : ありがとうございます。除染については詳細な実測ができれば、それがベストだと思われますが、現在その詳細な実測は行われておりませんので、推定値であっても大気中に放出された事故直後ではなく、現在若しくは 1 年後などの放射性物質の試算値が出ていれば非常に役に立つと思うんですけれども、保安院は余り意味はないとお考えなのでしょうか。

A : (保安院) 放出した後の壊変の話だと、今どういう放射性物質が蓄積しているかというお話だと思いますので、それは目的に応じてモニタリングを使うとか、あるいはこの放出量から何らかの試算をするのかというところはそれぞれの実施される側での判断になろうかと思います。少なくともその放出量として、これはもちろんこの数字自体はですね、かなりオーダー的なものであって、必ずしもものすごく精度の高いものではございませんけれども、こういったものがもし参考になるのであればそれは実施される側でお使いになる、そういう意味で活用されることが結構なことではないかと思います。

Q：ありがとうございます。この表はちなみに10月20日に再計算されて、情報修正されたのですが、今後も再計算されるご予定はあるのでしょうか。

A：（保安院）10月は計算間違いがありましたので、間違ったところを直ただけでございます。

Q：分かりました、ありがとうございます。

A：（園田政務官）はい、除染ボランティアの件ですが一点ちょっと確認で、先ほど私の聞き間違えたかもしれませんが、文部科学省さんで募集されたとおっしゃいました。

Q：いや、環境省。

A：（園田政務官）ごめんなさい、環境省さんですね、はい失礼しました。ちょっと環境省がどういう形で募集されているのか確認はさせていただきたいと思います。その上でありますけれども、当然ながらボランティアの方々に対する言わば、恐らく低い値のところをお願いするという形になるんだろうと思いますけれども、それでもやはり手袋であるとかマスクであるとか、そういった措置を講じて被ばくをなるべくしないようにというような注意やら、あるいはそういった手引きというんでしょうかマニュアルというんでしょうか、そういったところはきちっと対策としてとった上でそういっために行っていたかどうかということになるのかもしれませんが。したがって、なにか起こってからというよりも起こる前の予防措置として、しっかりと予防措置をとっていただきたいし、それは政府として、そのような環境省さんが募集をされていらっしゃるというのであれば環境省がしっかりとチェックをしておかなければならないだろうというふうに思います。

Q：分かりました、ありがとうございます。まだ詳細の方どうぞよろしく願いいたします。

○司会

ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

Q：先ほど指名いただいております。

○司会

そうですね、はい。

○回答する記者団の佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です、よろしくお願いします。園田さんと安全委員会に対して、質問をして欲しいというメールが私のところに届いております。短いので読みあげます。よろしくお願いします。政府は除染を強調していますが、どこまで除染できるのか分からないけれども、とにかく除染するんだという方針に見えます。避難、疎開については、何の計画もなさそうです。一方で人々の間には除染の前に子供や妊婦はとにかく避難、疎開させるべきという声がずっとあります。園田政務官や原子力安全委員会は晩発性障害が懸念される、除染の前に子供や妊婦を避難、疎開させるべきという声をどのように考えているのでしょうか。晩発性障害は発生しないだろうと考えているのか、それとも病気になるかもしれないけど、早期発見して治療をすればいいと考えているのでしょうか。晩発性障害の可能性をどう考えているのかお聞かせ下さい。こういった質問です。お二方からご回答をいただければと思います、よろしくお願いいたします。

A：（園田政務官）はい、当然ながらこのお子さんやあるいは妊婦の皆さま方に対しましては、最善の注意を払っていかねばならないというふうに私どもも捉えさせていただいています。したがって8月26日に出させていただいた除染の基本的な考え方においては、この子供の生活圏においてもしっかりと除染を行っていくということは申し上げさせていただいているところでございます。したがって、当然ここに対して私どもが重視をさせていただいているというのは、ご理解をいただければというふうに思います。その上でありますけれども、先ほどお話のあったところとかぶる話ではございますけれども、当然ながら様々な思いやお考えの方はいらっしゃるというふうに思っておりますので、そういった方々に対しましては、自治体を通じて様々なご意見をいただいて、きめ細やかに対応をするようにということで、私どもとしては財政的な支援、あるいは技術的な除染に関するものでしたら技術的な支援というものは、最大限、国の責任で今、行わせていただいているということでございます。晩発性のことについての認識でありますけれども、当然、私どもとしても注意は払っておかなければならないというふうに思っておりますので、そういったところも含めて、きちっと対応はしていかなければならないというふうに思います。それから福島のお子様につきましては、

ご案内のとおり、全員の方々36万人でしたでしょうか、30万人、健康調査を行っていくということを今、順次やらせていただいております。今後、成人に達するまでずっと行っていくということと、それから先般もスタートいたしておりますけれども、それ以外の方々に対しましても当然ながら健康調査というものはもう既に行われているところでございますので、今後、福島県民、全ての皆さま方の健康を調査をしまいたいというふうに考えております。

A：(原安委)安全委員会ですけれども、晩発性障害については5月20日付けの安全委員会のホームページにも出ておりますけれども、そこで述べているとおりでありまして、100mSv から上では受けた線量と発生確率の間に比例関係が見出されてますけれども、低い線量では、そこははっきりはしてない。見込まれはするけれども不確かさが非常に大きい。したがってはっきり必ず出る、出ないというのは、今の科学ではまだ言えないという状況であります。そういう中で放射線防護はやらないといけないので、低い線量でも比例関係はあるという仮定に基づいて放射線防護を行うべきというのがICRPの考え方でありまして、安全委員会もそれを支持しておりまして、今、政務官からご説明のあった様々な地元の皆さまへの対応も、そういった考え方に基づいて行われているものというふうに承知しております。

Q：ありがとうございます。そうしますと方針としましては、晩発性障害が起きないようにというよりは、起きた時には早期発見、早期治療という方向でということよろしいですね。この質問の趣旨に対する回答としましては、園田政務官お願いします。

A：(園田政務官)起きるというよりも、発生をするというところに対して、私どもとしては健康調査を通じて確りと対応してまいりたいというふうに考えてます。

Q：ありがとうございました。早期発見したいということでもいいかと思えます。ありがとうございました。

○司会

他にご質問ある方いらっしゃいませんか。後何人位いらっしゃいますか。お一人、お二人、三人、後列に三人、よろしいでしょうか。では三人順番に、そちらからお願いします。

○フリーの木野

Q：フリーの木野ですけれども。東京電力の松本さんをお願いしたいんですが。原子力発電所の通常原発の管理の中で、放射線管理区域から工具等を持ちだす際の汚染の基準というのは幾つでしょうか。ちょっとこれを教えていただければと思います。それから園田政務官に、先ほどの防災関係のマニュアルの名前なんですが、これはご確認いただけましたでしょうか。もし分かっていたら教えていただければというふうに思います。取りあえずその二点お願いできますでしょうか。

A：（東電）工具等を持ちだす際には、法令で定められております表面汚染密度 4Bq/cm² 以下ということが基準になります。

Q：それはカウントに換算できますか。

A：（東電）これはなかなか出来かねます。いわゆる検出器の性能によりまして、いわゆるカウント数は変わりますので、私どもが一般の物品搬出の際に使っているのは 4Bq/cm² が検知出来るようなレベルで構成をして、そのカウント数で確認しています。

Q：分かりました。以前というかですね、大分前は CPM でカウントでやっていたようにも思うんですが、今は通常そういう Bq でやってらっしゃるんですか。

A：（東電）違います。今でも検出器のカウント数で、実際の検出器は出てまいりまして、それが 4Bq/cm² に相当するカウント数ということで、それぞれの検出器がございます。したがって柏崎と 1F2F では、検出器そのものが違います、形状も違いますので値そのものは違うことになります。

Q：ちなみにですね、先ほど持ちだしの基準をカウントでというお話がありましたけど、これは同じ今の管理区域からの持ち出しと比較すると、どういうふうになるものなのでしょうか。

A：（東電）高いと思います。こちらは既にバックグラウンド等が相当高い状況になっておりますので、現地対策本部等で 1 万 3000CPM というふうに決められたというふうに聞いています。

Q：それは例えば、今の Bq にすると、何か綺麗に比較出来るような数値というのは分かりませんか。

A：（東電）ちょっと私では分かりかねますけれども、いわゆる検出器の校正をやれば出来るのではないかと思いますけれども。

Q：これは誰が把握されているのでしょうか。園田政務官でしょうかね、もし確認できるとすれば。要するにですね、通常の放射線管理区域から持ち出す際のカウントよりも、現状の原子力発電所の中から持ち出す資機材のカウントというのが、かなり高いと思うんですね。じゃあどのくらい高いのかというのは、ちょっと今の松本さんのお話だと分からないんですが、松本さん自身も高いという認識があるようなんですが。要するにこれ汚染されている物をどんどん外に持ち出しているように思うんですけども、その辺政府としてはどういうふうに認識されているのでしょうかね。それも含めて、どのくらい違うものなのか、数値というのが、どういったものなのかというのをちょっと教えて頂ければと思うんですが。

A：（園田政務官）えっとすみません、ちょっとどういうチェックをしているのかちょっと確認をさせて頂きたいと思います、はい。

Q：当然、先ほどそのJヴィレッジからの持ち出しという話ありましたが、発電所の現状の敷地内で使っている重機であるとか、資機材含めて汚染のレベルかなり高いと思うんですが、これの状況というのはどうなっているのか。高いまま持ち出しているのであれば、それは要するに汚染物質、放射性物質をそのまま外にばらまいているのと、同じではないかと思うんですけども。その辺、どういうふうに認識されているのでしょうかね。

A：（園田政務官）当然ですね、Jヴィレッジへ一旦返しますので、そこで、作業は行なっていると認識は致しております。

Q：いや、作業されているんですけども、Jから出て行く時の数が一万三千というのは、通常の放射線区域から持ち出す際よりも、高い訳ですから、そういうのどういう認識で決められているのかというのを、ちょっと分かればと思うんですけども。何を基準に一万三千にしたのか。

A：（園田政務官）ちょっと確認をしときます。

Q：はい、お願いいたします。

A：（園田政務官）はい、それから、先ほど二問目は日隅さんのご質問の件でしょうか。

Q：はい、そうです。

A：（園田政務官）すいません、すいません。それでしたら、今全省庁にですね、これからかけますので、そういった面では、ちょっと一、二週間お時間頂きたいと思います。

Q：そんなに掛かりますか。マニュアルの名前を確認するだけで。

A：（園田政務官）はい。

Q：ごめんなさい。理解が出来ないんですけれども。それは、マニュアルの名前を確認するだけで、一、二週間掛かるというのは、今事故が起きた場合に、マニュアル探すのに二週間掛かるということですよ。理解が出来ないんですよ。

A：（園田政務官）あの。

Q：どういう意味ですか。

A：（園田政務官）すいません。まず、各省庁にですね、どういうマニュアルがあるのかということを照会を致しますので、それでやって、それでまた返ってきて、それが全部それでそろっているかどうかの確認と、それからそれが公表できるものであるかどうかの確認を、各省庁との確認をやっていくとなると恐らく私の感覚でいくと一、二週間は掛かるということでございます。

Q：公表出来る、出来ないというのは、名前も公表出来ないものがあるという意味でしょうかね、今のは。

A：（園田政務官）そういったことも、あり得るのでそれも確認をしておくということでございます。

Q：名前を公表出来ないものがあるのであれば、その理由を教えてください。その時に、それからそれぞれのマニュアルの作成官庁、先ほど今、全部にあたるというお話ありましたけれども、これも教えてください。それから一、二週間掛かるというのは、どうしても全く納得出来ないので、出来ましたら次の月曜日までにお願ひ出来ればと思うんですが。

A：（園田政務官）あの、まあ、努力は。

Q：マニュアルの名前ですよね。

A：（園田政務官）努力を致します。

Q：マニュアルについて詳しく教えて頂きたいというのではなくて、何があるかだけ、要するにそれは何があるかも全く今、把握されていないというふうに聞こえるんですけれども、いそういうことですか。

A：（園田政務官）私は、把握を致しておりませんので。

Q：把握してる人がいないということですか。

A：（園田政務官）私は、把握を致しておりませんので。

Q：いや、園田政務官の周りに把握している人がいないというふうに聞こえるんですが、そういうことですかね。

A：（園田政務官）私が把握しておりませんので、これから、私に頂いた質問でございしますので。

Q：園田政務官。

A：（園田政務官）私の責任において、これから照会をさせて頂く。

Q：園田政務官にお伺いをしているんですけれども、知っている方に聞いて頂ければ済む話なので、出来るだけ早くお願いいたしたいんですが。

A：（園田政務官）当然私もですね、こういう立場でお話をさせて頂いておりますので、言わばどういうルートでやると一番早いのかというのは、分かっているつもりでございます。そう言った意味で、出来るだけ早く回答が出来るように努力はさせて頂きます。その代り確認の上、確認をして、誤った情報が外に出ることの無いようにしなければなりませんので、正確な情報を皆さま方にお伝えするという事の中において、全力を尽くさせて頂きます。

Q：先日もありましたが、正確な情報は結構なんですけれども、出来ましたらですね、分かったものから順番に結構なので五月雨で結構なので、教えて頂けますでしょうか。お願い出来ますか。

A：（園田政務官）どういう形で出来るかは、私の判断で行なわさせて頂きます。

Q：よろしく願いいたします。

○司会

ご指名しているところでございますけれども、東京電力の方から今日の作業状況がまとまったということでございますので、先にそちらの説明をさせて頂きたいと思います。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

○東京電力

はい、本日の作業実績等について、ご報告させて頂きます。原子炉への注水でございますが、17時現在、1号機は給水系から7.8m³/hで注水中です。2号機は給水系から2.9、炉心スプレー系から7.2m³/hです。3号機は給水系から2.8、炉心スプレー系から8.0という状態になります。格納機の窒素ガスの封入ですが、1号機の格納容器圧力は17時現在、121.7kPa、2号機116kPa、3号機101.5kPaでございます。2号機の格納容器ガス管理システムの出口の水素ガス濃度は17時現在、1.9パーセントです。使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在、プールの水温は、1号機21℃、2号機25.7℃、3号機20.7℃、4号機29℃でございます。それからタービン建屋の溜まり水の移送でございますが、2号機は先ほど申しましたとおり、本日9時10分から雑固体廃棄物減容処理建屋の移送を行なっております。3号機、それから6号機の移送は、本日実績がございません。なお、1号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、明日、2号機への移送を行なう予定でございます。建屋の水位です。16時現在、プロセス主建屋の水位は3,185ミリ、午前7時と比べますと、43ミリの低下、

雑固体廃棄物減容処理建屋は3,049ミリ、午前7時と比べますと、155ミリ上昇、サイドバンカー建屋は、OPで4,395ミリ、午前7時と比べますと、4ミリ上昇となります。トレンチの水位です。16時現在、1号機ダウンスケール中、2号機3,122ミリ、3号機3,226ミリです。午前7時と比べますと、2号機は2ミリ低下、3号機は6ミリ上昇となります。タービン建屋の水位です。16時現在、1号機は3,944ミリ、2号機は3,132ミリ、3号機3,016ミリ、4号機3,004ミリです。午前7時と比べますと、1号機は13ミリ上昇、2号機1ミリ低下、3号機10ミリ上昇、4号機10ミリ上昇となっております。2号機はタービン建屋の移送を再開致しましたので、水位が低下傾向の方に転じております。原子炉建屋地下一階の水位です。16時現在、1号機は4,588ミリ、2号機3,223ミリ、3号機3,205ミリ、4号機3,025ミリです。午前7時と比べますと、それぞれ1号機は14ミリ上昇、2号機8ミリ上昇、3号機11ミリ上昇、4号機25ミリ上昇となります。それから、循環型海水浄化装置の運転でございますが、こちらは所内電源の強化工事の際に止まった事を公表しておりませんでしたので、改めて、お知らせさせていただきますが、所内電源切替工事に伴いまして、9日、昨日になりますが、10時12分に一旦停止致しまして、本日9時56分に運転を再開致しております。それから、原子炉建屋上空のダストサンプリングですけれども、本日は9時5分から13時30分に掛けまして、3号機でダストサンプリングを行っております。それから、水処理装置の運転の状況ですけれども、第二セシウム吸着装置サリーに関しましては、ベッセル交換が終了致しまして、17時に運転を再開致しました。17時14分に定常流量28トンに到達しております。それから、RO膜式によります、淡水化装置ですけれども、ソフトウェアの改造が終わりまして、15時24分にROの2を使って、運転を再開致しております。それから、淡水化の累積処理量でございますが、RO膜の二番、三番を使った累積処理量は、本日の12時の時点で、63,390トン、蒸発濃縮式の処理量は、本日12時の時点で、2,605トンということになります。ベッセルの交換は本日サリー2塔を行っております。明日は、キュリオン側でHベッセル2塔の交換を予定致しております。プラントの状況につきましては、以上です。

○司会

それでは、質疑を続けさせていただきます。

＜質疑応答継続＞

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官によろしく申し上げます。先ほどの除染ボランティアの話にしてもですね、汚染がれきの問題にしても、非常

に重要なことなのですが、これが環境省所管でこの場にいらっしゃいません。こうした統合会見の席上にいらっしゃらないのが、私はやはり以前も申し上げたんですが、やはり不自然だと感じますが、どうして環境省の方がいらっしゃらないのか、すいません改めてお聞かせいただけますか。

A：（園田政務官）事故収束のこの会見はですね、言わばプラントの状況をきちんと把握をして、そしてそれを速やかに国民の皆さま方に会見をさせていただくと、公表をさせていただくという位置づけでございます。一方、除染に関しましてはこれはオフサイトの関係になっておりますので、そういった点ではこことは別のところの環境省が主体的にやっているとということでございます。したがって、環境省において会見が行われているものだというふうに承知をいたしておりますので、そういった面では環境省にお問い合わせをいただければ幸いです。

Q：おっしゃることよく分かるんですけども、ただですね、この会見の立ち上げ時はそもそも環境省は何も関わってなかったわけです。その後、原子力安全庁の設立の話が出まして、環境省でやるということになって、確かその準備室に以前ご説明いただいていた文科省の坪井さんも確かそこにいらっしゃると記憶しているんですけども、繋がっているわけなんですね。なので、政務官の言われる広い意味での広報という意味では、むしろ環境省の方がこの席にいらっしゃるのが自然かと思ひまして、要するに細野大臣のお仕事も今二つ関わってるわけで、内閣府と環境省の両輪があつてですね、その初めて広い意味での原発収束というのがですね、国民に伝わると思うんですが、繰り返しになりますが、この会見の立ち上げ時にそもそも環境省が関わっていなかったの、こうしたことになっているのかなという気もするんですが、やはり環境省はこの場にいらっしゃる必要性についてはどう思われますか。いらっしゃる必要はないと考えますか。

A：（園田政務官）はい。環境省は環境省でしっかりやっておりますので、この場には必要ないと思っております。

Q：分かりました。

○司会

はい、じゃあ次。

○回答する記者団 佐藤

Q：先に質問させてください。回答する記者団の佐藤です。よろしくお願いします。司会の方、ちょっと数が多いのですが、全部まとめた方がよろしいですか。

○司会

はい。お願いします。

Q：はい。分かりました。よろしくお願いします。まず、原子力安全委員会にお願いします。先ほどの低線量被ばくの影響が今の科学では分からないという趣旨の回答を頂きましたけれども。死亡に至った場合でも、低線量被ばくの影響かどうかということは疫学的にしか分からないという理解でいいのかどうか、これは確認させてください。よろしくお願いします。それと、質問です。園田さんに。前回11月7日の会見で原子力災害対策本部が実在するのかどうかということを質問させていただいた時に対策本部の事務局が2本立てで、実用炉であれば保安院、実験炉であれば文科省ということをおっしゃっていたかと思うんですけれども。今の原子力災害対策本部に実験炉の事務局、文科省の中にも事務局があるのかどうか、これを確認させてください。それと、引き続き園田さんによろしくお願いいたします。明日からの細野大臣の同行取材に関してですけれども、免震重要棟に一度に入る報道陣の人数ですとか、Jヴィレッジに何人来るのか、人員的な予定というのが既に固まっているようでしたら教えていただけませんかでしょうか。それと、放射線管理区域に記者が入る時の手続きというようなものもあれば教えてください。それと、園田さんに更にお願います。最近の統合対策室の全体会議、その他会議で、ICレコーダー等で録音はされているのかどうかお答えください。さらに質問続けさせてもらいます。園田さんと東京電力に記者会見の参加条件に関する部分なんですけれども、先週、東京電力単体の方の会見で記者が一人出入り禁止になりましたが、この合同会見と東京電力の単体の記者会見、両方に出席している記者がどちらか一方で出入り禁止になった場合にもう一方の会見の出席に影響するのかどうかお答えください。それと、これは回収です。以前から園田政務官に調査把握をお願いしているゲルマニウム検査器の数と、ストロンチウムの測定可能な検査器の数の把握についてですけれども、どうなりましたでしょうか。以上です。よろしくお願いします。

A：（原安委）安全委員会ですけども、晩発障害というのは現在ICRPでは確率的影響という言い方してますけども、がんについては100mSvを越えた線量域

では比例関係があることが分かっているわけですけども。ただ、個別の人についてですね、放射性物質の被ばくの履歴もあった方ががんで亡くなったとした場合、そのがんが何で起きたかということは、そもそも疫学というのは一人一人の人について解析するものではなく集団についてのものですけども、そういう個別のがんが何で起きたかは病理学的に見ても分かりません。そういう状況です。

Q：分かりました。そうしますと、放射線によって引き起こされたことで死亡したかどうかというのは、個別個別の事情では把握できない状況に現在の科学ではそうなっているということで。

A：（原安委）はい。がんで亡くなられた場合についてはそうです。

Q：がん以外でしたら。

A：（原安委）だから、急性障害で、確定的影響なんかの場合はこれはある程度あれですけど、がんについてはそうです、確率的影響については。

Q：はい。分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）まず、原子力災害対策本部の事務局でございますけれども、現在ですね、緊急この事故が起こったということでこの対策本部が設置された経緯がありますので、そういった面は保安院に事務局はあるということでございます。したがって、実験炉でのことではありませんから、文科省では事務局は設置はされていないということになろうかと思えます、それから、土曜日でございますけれども、大臣の同行取材に関しまして、現在ですね、政府側からそれに対して SP も含めてですね、何人行くということが確定をいたしておりませんので、総勢的な人数というのは現段階ではまだ調整中でございます。それから、管理区域内ということでございますので、敷地全体が管理区域内になりますので、当然ながら防護服とそれからマスクについての着用というものはございます。その他の手続きは、本人確認は当然ながら通常のようにございます。それから、対策室の IC レコーダーで録っているのかということで、様々な会議体についてですけどもちょっと私は承知をいたしておりません。それから、会見の参加について一方で出入り禁止になった方が、他のもう一方の会見への影響があるのかということでございますけれども。そもそもですね、その参加資格というのがこの共同記者会見の場合は

ありますから、したがって両方に参加資格があるという形の方については、この共同記者会見で駄目な方は後、東電の方でどのような処理をされるかというの、それは東電のご判断になるというふうに思います。したがって、自動的にということではないのではないかというふうには思っております。逆に東電の記者会見に参加資格があって、この共同記者会見に参加資格がそもそもない方は、当然ながら東京電力の記者会見でご遠慮いただく場合においては、当然ながらこちらの資格もありませんからこちらにも入って来れないという状況になると思います。それから、ゲルマニウム検査器も含めての検査器体制でございますけれども、申し訳ございません。まだ出そろっておりませんので、出そろい次第、お伝えはさせていただきたいと思います。

Q：ありがとうございます。すいません、この質問確認したいところ細かくいくつかがございます。まず、園田さんに原子力災害対策本部の事務局が保安院にあって文科省には今回は置いてないということですが、実験炉常陽ですが、これは今は原子力災害対策本部の扱いの中に入っていないということではないのでしょうか。ちょっと今のお答えからすると、保安院の方に一本化はされているけれども、文科省扱いの実験炉のというのも今の原子力災害対策本部の方にあるのかどうか、ちょっと私の方で情報が混乱しておりまして、確認させていただければと思います。それと、明日からの同行取材に関してですが、入域に関しての手続きというので、ホールボディカウンタでの測定とか、そういったものもあるのかどうか、これを確認させていただければと思います。それと記者会見出入りに関しては、例えば私が東京電力の記者会見で、単体の記者会見の方で出入り禁止になったとした時に、仮定の話ですが、合同会見の出席に影響するのでしょうか。これは松本さんの方からお答えいただきたいんですが、私がこの合同会見の方で出入り禁止になった時に、東京電力の記者会見への参加に影響するのでしょうか、何らかの規定というものがあるのかどうか、実際どうなるかということをお答えいただければと思います。それとICレコーダーでの会議の録音については、これ確認をお願いできませんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、えっと以上。

Q：はい、そうです、

A：（園田政務官） まずホールボディ、同行取材に関してすいません、その前に対策本部の文科省については、ちょっと文科省からお答えをいただきます

ので、後ほどお答えがあらうかと存じます。同行取材に関して、ホールボディカウンタでのチェックはするののかということでございますけれども、それも含めて今検討をさせていただいている状況でございます。ということです。それから IC レコーダー、録っているかどうかちょっと私も分かりませんので、確認はさせていただきたいと思います。それから会見ですね、内容によるのではないかというふうに思います。したがって、この共同記者会見において、仮にというふうにおっしゃいましたけれども、佐藤さんがこの共同記者会見の運用上、何か弊害があるようなことが起きて、私どもからご遠慮していただくというような形をとった場合は、当然ながら佐藤さんの人格を否定しているものではありませんから、この会見を行うにあたってのご遠慮いただくという判断をさせていただいたわけですから、それは東京電力とは全く関係のない状況にならうかと思えます。したがって、この記者会見には出れなくなりますけれども、東京電力の場合は、それはまた東京電力との関係において行われるのではないかというふうに思います。仮にですけれども、何か法令違反的な、この会見とは別で佐藤さんという方が法令違反を行って、言わば私ども、この敷地内から退室を願うというような場合もあるかもしれません。そういう場合は、東京電力の記者会見であれ、この共同記者会見であれ、政府の記者会見であれ、それは当然ながらこの敷地内には入れないということになりますから、どちらの記者会見にも出られないという形にはなるのではないかと思います。

Q：先に東京電力からお願いいたします。

A：（東電）東京電力から回答させていただきますが、先ほど園田政務官のお話にもありましたとおり、様々な事情があらうかと思えますので、私どもといたしましても、その都度判断させていただければというふうに思っております。

Q：何らかの運用の規定といったものはありますか、明文化されたもの。

A：（東電）いえ、ございません。

Q：分かりました。ありがとうございます。文部科学省お願いします。

A：（文科省）文部科学省でございます。試験研究炉などで事故が起きた場合には、原子力災害対策本部として、本部長・内閣総理大臣、副本部長が文部科

学大臣という形で対策本部が置かれまして、事務局としましては、文部科学省の科学技術・学術政策局長が事務局長というような形になります。今回の場合は、実用炉での事故でございますので、文部科学省の方においては、そのような本部あるいは事務局は置かれておりません。

Q：ありがとうございます。実験炉については、原子力災害対策本部の扱いには入っていない、そういった扱いをされている実験炉はないということでしょうか。

A：（文科省）実験炉で事故が起きた場合には、同じように原子力災害対策本部が置かれますので、その実験炉の原子力災害事故も現行の法令の中でカバーされているということです。

Q：すいません、ちょっと補足で確認させてください。今回の震災に関して、実験炉と、福島の方で両方で事故が起きた時に、原子力災害対策本部そのものが事務局二本立てということになるんですか、この場合そういったケースが起きた時は。

A：（文科省）仮にそのようなことが起きれば、両省庁でそれぞれの規制対象の施設の事故対策を行うことになると思います。

Q：つまり、原子力災害対策本部は一つで、その事務局がそれぞれ分かれるということでしょうか。

A：（文科省）すいません、ちょっと仮定の議論にお答えするだけの、ちょっと確認させてください。

Q：はい、あのありがとうございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会

先ほど二人ほど手を挙げてらっしゃるのを見ましたが、他にもいらっしゃるでしょうか。では、このお二人で最後にさせていただきたいと思います。ではまず、前三人分かりました。はい、ではそちらから順番にお願いします。

○週刊金曜日 片岡

Q：週刊金曜日、片岡です。途中から来たので、ダブルかもしれません。先ほど来出ている、除染か避難か、その話です。まず確認ですが、園田さんはなぜ除染を先行し避難をさせるべきという声に対して、なぜ除染かということに。自治体と協議をすると、まず除染をとという要望が高いというふうにおっしゃいました。そして後、妊婦、子供の避難が先ではないか、あるいは疎開が先ではないかということについては、健康調査を通じて対応するということをおっしゃっています。ということでよろしいんですね、まずその確認です。

○司会

すいません、できましたら質問事項、まとめてお願いできますか。

Q：いや、そうじゃないと言われると困るので、まず確認したいと思ったんですが。えっと、そういうふうにはおっしゃいましたよね。

A：（園田政務官）えっと、他の項目の質問はございませんか。

Q：あります。そういうことであるのでちょっと聞きたいんですが、そこに留まる限りそこから離れるのに比べて、低線量被ばくあるいは晩発性被害のリスクが高まると思いますが、いかがですか。安全委員会の加藤さんにもお伺いします。つまり、健康調査をいくらやっても成人になるまでやっても、後で判明しても手遅れになる可能性、つまり晩発性のリスクというものは、そこにいる方が高まるということではよろしいんですね。いくら 100mSv。

A：（原安委）すいません、安全委員会でそれお答えします。現に高まるかどうかは分かりません。放射線防護の目的のためには高まると仮定して、取り組みましょうということです。

Q：高まると仮定すれば仮定するとすれば、除染よりもやはり避難や疎開をとという声の方が説得力があると思うんですが。つまり、晩発性のリスクが高まるということを仮定しているとすれば、後で判明しても手遅れになる健康調査を成人になるまでいくらやっても、やはり晩発性リスクの低下させるという判断をなぜしないのか。つまり妊婦、子供の避難や疎開をしない理由がよく分からないんです。勧告やら勧奨をしない理由が、先ほど自治体の方が要望が除染が高いと言いましたが、自治体がそう言うからでは、その晩発性の

リスクを低下させるというか、低線量被ばくの累積を抑えると言いますか、そういう避難や疎開という手法をとらないということなんでしょうか。分かりますでしょうか。

A：（園田政務官）はい。ちょっと誤解をされていらっしゃるかもしれませんが、私どもは自主避難を否定しているものではございません。したがって、自主避難をされようという方々に対しましては、ご相談を現地やあるいは自治体を通じてご相談をさせていただいているということでございます。なおかつご案内かもしれませんが、しっかりと自主避難をされた場合の財政的な支援も、枠組みとしてはご用意させていただいて、現にそれをご利用されていらっしゃる福島県民の皆さん方がたくさんございますので、今後も私どもの支援は、自治体を通じて行わせていただいているということでございます。

Q：自主避難ではなくて、やはり政府として、除染の前に晩発性被害のリスクを低下させるために、低線量被ばくの累積被ばく、内部被ばく、外部被ばくの累積を低めるために、除染の前にやはり避難ですとか、疎開ということは全く考えないんですか。

A：（園田政務官）ちょっと待ってください。ちょっと限定的におっしゃっておられるので、ひょっとしたらご存知ないかもしれませんが、文部科学省においても子供やあるいは親御さんを通じてリフレッシュキャンプなどというような形のものをこの予算の中で行ったり、学校を通じてそういった子供たちが被ばくを受けないようにというような形で手立ては行わせていただいているということでございます。そして更に先ほど申し上げたように、それでもご避難をされたいという方々に対しましては、私どももそういったことのご支援はありますということで、自治体とも相談をさせていただきながら、あるいは避難先の自治体に対してもそういったところをしっかりと財政的な支援は現在も行わせていただいておりますし、また今後もそれは引き続き行わせていただく予定になっております。

Q：どうも話がかみ合いません。要するにしかしそこに留まる限り被ばくの累積量は高まるわけですね。その自主的避難するかしないかという問題ではなくて、そこにやっぱり留まる限りは被ばく量の累積は高まるということですよ。

A：（園田政務官）そういった意味ではどのぐらいの被ばくという形になるのかどうか、それも含めてモニタリングをしっかりと住民の皆さま方にも毎日のようにご説明をさせていただいているところでございます。

Q：また改めて質問をします、すいません。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりです。よろしくお願いいたします。先ほどの松本さんの質疑の中でちょっと疑問があったので確認させてください。福一敷地内からの汚染物の持ち出しの基準レベルの件ですが、現在では13,000CPMとおっしゃいましたが、数ヶ月前に作業員の方々、幾つかの会社の作業員の方々にインタビューしましたところ、事故前は3,000CPMから1,500だったか、ちょっと今手元にメモがないので覚えておりませんが、事故後いったん20,000CPMまで上がり、数ヶ月後に18,000と少しずつ下がってきたと聞いたのですが、現在13,000CPMが汚染物の持ち出し基準レベルということで、これは20,000から13,000に下がったということでしょうか。元から13,000であったということでしょうか。ご回答よろしくお願いいたします。質問ではなく園田政務官に先ほどの質問の付け足しなんですけれども、環境省が募集している除染ボランティアの件について、その除染ボランティアで被ばくをしてその後健康被害が出た場合、どういうふうな補償若しくは健康調査をするのかといった質問の回答に予防策の話だけをされたのですが、例えば環境省ではボランティアを募集するにあたって、保険は自費で入るようになっております。しかし単純なボランティア保険という怪我のみの保険だとは思われますが、住民の方々が福島県内で除染される時に、10月17日の県民健康検討委員会第4回で、それぞれ県民全てが県民健康管理ファイルというのを持ちまして、被ばく線量を管理するようになります。医療被ばく、検査被ばく、そして除染する時の被ばく線量も全て記入するファイルをそれぞれ県民1人ずつ持つことになります。ですので、県民以外の方が除染ボランティアに入り、そして被ばくされることについて、これから健康調査若しくは保険など、そして健康被害が出た場合どういうふうな扱いにするかなど、統合本部の見解として環境省におまかせという形ではなく、次回お聞かせ願えたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、日付ははっきりしませんけれども、段階的に下げてきておりまして、現在13,000CPMというふうに聞いております。

Q：ありがとうございます。日付はご存知ないということで、では MAX どれくらいで大体どれくらいの時期だったのでしょうか。

A：（東電）ちょっと確認してみます。

Q：分かりました。ちなみに事故前はどれくらいのレベルだったのでしょうか。

A：（東電）事故前は J ヴィレッジでそういうサーベイは行っておりませんので、事故後何らかのサーベイの基準を作って、いわゆる通行できるできないというところを判断したものというふうに思います。

Q：ありがとうございます。事故前の福一敷地外に出る時のサーベイです。

A：（東電）敷地外と言いますか、管理区域から出る時にいわゆるサーベイを行いますけれども、こちらは法令で定められております表面汚染密度が制限値になります。

Q：それは先ほどおっしゃった $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 。

A：（東電） $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ が基準になりまして、それが感知できるようなサーベイメーターで測定を行うことになります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）環境省のボランティアの件につきましてでございますけれども、統合対策室としてというふうにおっしゃいましたけれども、統合対策室は直接このことに関しては関知しておりませんので、そういったご意見があったことを私の責任で環境省にはお伝えをしておきます。

Q：分かりました。事故収束の統合本部ですね。除染は関係ないということなんですか。事故収束の統合本部だから除染は関係ないという認識でしょうか。

A：（園田政務官）はい、そういうことです。環境省がこの件については行っておられますので、環境省に対して私から私の責任でお伝えはしておきます。

Q：分かりました、ありがとうございます。

○司会

それでは最後、お願いします。お2人。分かりました。

○NPJ 日隅

Q：先ほどマニュアルについてちょっと時間が掛かるというようなご説明だったんですが、現時点で使われているマニュアルについては現段階で分かると思うので、それだけでも教えていただきたいんですけども。つまりいろんなマニュアルが昔の物もあったりするので、全部調べるのに時間が掛かるっていうのはそれは理解はするんですけども、現時点で使ってるものはあると思うので、皆さんがコピーして手元に置いてたり、そういうものがあると思うので、現時点で分かっているものだけでも教えて欲しいんですけども、というのが1つです。もう1つは、前回健康被害についての100mSv以下が安全だとかというのはちょっと間違った情報が出ているところがありますよというお話をして、放射線影響学会でしたっけ、確認をしてるんだというようなご説明だったと思うんですけど、放射線影響協会の方も同じような記述があって、そちらの方はまだ確認されていないのでしょうか。私は協会のことも質問してたと思うんですけどもその2点です。

A：（園田政務官）ちょっと協会のことは後で。マニュアル現時点で分かっているものということでございますので、それを調べさせていただければよろしいわけでしょうか。

Q：ですから今そこに皆さんいらっしゃるわけですから、そこで皆さんがご存知のやつをそれぞれ集約していただければいいと思うんですけど。

A：（園田政務官）いずれにしてもちょっと確認をさせていただきますので。

Q：そのマニュアルを使ってるわけですね。使っていないわけじゃなくて使ってるわけだから、そのマニュアルの名前を確認するのは別にそんな時間が掛かるとは思えないんですけど。そこで今皆さんが認識してるだけでも教えてくださいって言うだけなんですけど。

A：（園田政務官）ちょっと一度確認をさせていただきますので、また次回以降

分かり次第ということにいたしたいと思います。

Q：それぞれの方に聞きます。今ここにいらっしゃるそれぞれの担当の代表の方に、それぞれ皆さんが使ってるマニュアルで今記憶があるものですね、文科省、保安院、原子力安全委員会、この３者に聞きますので教えてください。今分かってるもので結構ですから。

A：（保安院）正確な名前でないといけませんので、確認させていただきたいと思います。

Q：正確じゃなくても結構ですから、こういう名前とかこういう内容とか、どこが作ったとか、その程度で結構ですので。別に間違ってるから、あの時間違ってたじゃないかということ言うつもりは全くありませんし、そんなことは意味がありませんので。

A：（園田政務官）そういう意味では大変申し訳ございませんけれども、一度確認をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

Q：じゃあ次回ですかね。原子力安全委員会はちゃんとインターネットでも確認できるようなものが何種類か出て、他のは全然ないのでどういうことなのかなとは思ってるんですけども、次回じゃあきちんとタイトル、分かってる範囲でいいので教えてください。

A：（文科省）文部科学省でございます。私が理解いたしましたのは、財団法人の放射線影響協会についてのご指摘だったというふうに記憶しております。そこについては協会の方にその見直しをお願いしているところであります。今状況を出てくる前に聞いたところでは、１つは低線量放射線の健康影響についてという、ごめんなさい、事故直後に放射線影響協会が自ら QA 集を作ったと。そちらの方については事故直後の低線量の影響以外に対応とかいろいろな一般からの問い合わせに対する QA 集という形で作って載つけたわけですが、そちらの方の役割は終えたので、ホームページからは 11 月 4 日の段階で削除したというふうに聞いております。ただもう 1 つは放射線影響協会の方で出しております本がございまして、放射線の影響が分かる本というのがあって、それがやはり同じような内容が協会のホームページに載っておりますので、そちらの方の記述についてどうするかということを検討するようをお願いしているところであります。放射線影響学会というのはすいません、

私はそういう指摘を受けたという認識はなかったものですから。

Q：そうですか、ごめんなさい。前回協会の話を私の方にした時に学会についてというような説明だったと思いますから。

A：（文科省）もしそうだったとすればすいません、それは学会じゃなくて放射線影響協会の誤りです、すいません。

Q：そうですか。分かりました。学会も同じような記載があるものですから、ちょっと一応ご確認いただければと思うんです。協会と学会とでは多分立場が違うので、質問する方法とかも全然変わってくると思うんですけれども、一応確認をしていただいて、その内容がもし不適切なものであるとするならば、何がしかご示唆いただけるのであればいただければと思うんですけれども。

A：（文科省）財団法人ですので一般的には文部科学省の方の監督ということで、今回のような対応をさせていただきました。学会の方はそれぞれのお立場でそれぞれの考え方を表明されていると思いますので、果たしてそういう同じような対応ができるかどうかは、ちょっとこの場では申し上げられないと思います。

Q：一応確認だけはしていただけますか。

A：（文科省）分かりました。

○司会

それでは。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、園田政務官に。度々繰り返して申し訳ないんですが、先ほどの避難と除染の話なんですけれども、今の相談は自治体で受け付けているし支援もしているという認識だということをさっきおっしゃられたんですが、そうするとちょっと確認なんです、今避難区域にかかっていないけれども例えば福島市、郡山市あちこちにありますが、線量の高いところいっぱいあるんですけれども、こういったところに住んでいて避難したい人というのは避難していいのでしょうか。避難していいのでしょうかとい

うよりは、その避難に対して政府は全て支援をしてくれるということになるんでしょうか。そこだけちょっと確認できればと思うんですけど。

A：（園田政務官）避難に関して何か規定があるかというのと、その縛りはございません。したがって、先ほど来申し上げておりますように、自主避難というところが今行っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったところは当然ながら私どもとしては何て言いますか、それに歯止めをかけるようなことは一切したことはございません。繰り返しになりますけれども、災害対策法によりましてそういった方々の避難所、あるいは避難先の確保については規定がありまして、それを通じてその避難先の自治体を通じて支援がなされているというふうに私は承知をいたしております。なおかつ、例えば新潟でありますとか、ちょっと私も正確性が欠くかもしれませんが、独自でそういった自主避難の方々に対する医療支援であるとか、あるいは交通費だったか何か、そういったところを上乗せして、その自治体が支援をしているというのは聞いたことがございます。

Q：すいません、今のお話だと要するに避難した先の自治体で、そういった細々した日常の部分に関しては支援をしているというふうに聞こえたんですが、実際に避難するとなると、家の処分、仕事を探したりですとか、財産の処分、いろいろなものが関係して、こういったものに細々したものではなくて、莫大なお金がかかるわけですが、これも政府が支援をしているんでしょうかね。先ほどの話だと全部支援しているというお話があったんですが、支援というのは避難するためには細々したそういった医療費とかだけではなくて、基本的に単純に家を動かすだけでも数百万数千万かかるわけですね。そういったものも含めて支援しているということになるんですかね。先ほどの園田さんのお話だとそういうふうに聞こえたんですが、それでよろしいんでしょうか。

A：（園田政務官）いや、すいません、家を動かすという避難があるんでしょうか。

Q：家を動かすというか引っ越しですけども、普通に家を動かすんじゃなくて。引っ越しするのにお金がかかりますよね。それも政府が出してくれるわけですかね。

A：（園田政務官）すいません、引っ越し費用が入ったかどうかちょっと私は

存じ上げられませんが、いずれにしてもそういった生活の支援というのは、災害対策法によってこれが決められておりますので、その範囲内でまず国としてはやらせていただいております。先ほど申し上げたようになおかつ各自治体によって、それぞれ様々な支援をやっているという例は私も伺っております。

Q：災害対策法の中に、そういった仕事を探したりですとか、今回にかかった移動の賠償、要するに引っ越したり生活環境が変わるといろんな負担がかかるので賠償等かかるわけですが、余計なお金が。そういったものが入っているのでしょうか、ちょっと確認できますか。

A：（園田政務官）恐縮でございますけれども、賠償については今原子力賠償機構を通じて今賠償の話が進んでいるところでございますけれども、自主避難者に関しましてはこれはまだ審査会の方で結論が出ていないというふうに承知をいたしておりますので、そちらの審査会の方で議論がなされておるところでございます。

Q：自主避難に対しても避難されているというふうにおっしゃったので、それはまだされていないということですよ、そういう意味では、結論出てないということですよ。

A：（園田政務官）いや、賠償ということを今おっしゃったので、賠償については今例えば精神的な被害の賠償も入りますけれども、そういった賠償という観点においては今審査会において議論がなされているというふうに申し上げました。

Q：確認なんですが、すいません先ほどの災害対策法の範囲でとおっしゃいましたけれども、この中にはそうすると何の費用が入ってるのでしょうか。それを存じているからこそ十分に支援しているというふうにおっしゃったわけですよ。

A：（園田政務官）はい、私が先ほど申し上げたのは災害対策法上の支援を行わせていただいているというふうに申し上げましたので。

Q：ですのでその中には何が入っているのでしょうか。

A：（園田政務官）確認をさせていただきます。

Q：いくらまでお金を支援してくれるのでしょうか。

A：（園田政務官）確認をしておきます。

Q：よろしくお願いします。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で本日の会見を終わりにさせていただきますと思います。次回でございますけれども、来週の月曜日になります。同じく 16 時半からを予定させていただいておりますので、改めてまたメールにてご案内をさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。